

022027001-1  
140-175

西洋紀聞  
新井 白石／著

M15  
ADA-1002



140

2

175

西洋紀聞

天

東京圖書館

和書門

地理類  
函架五二一  
號九八七二一

冊二

新井白石著

箕作秋坪

大觀文彥校

西 洋 紀 開

明治十五年  
壬午五月

白石社刊



校訂緒言

一本書へ修史館の御藏は白石先生の自筆の本のありしと一覧をる事を得て傳寫の一と校訂して印刷は付したるものなりその原書は尋問ふ備入られ一そのなれば先生の家に傳へられ一本なる事論あく又自筆なるハ僅よ此一本ある事も知るべし固より得がたき自筆本の希有に並に存一つるあれハ某本の訂正も植字は校合も殊よ謹嚴か加筆せり故ふその正一き事へ他書の比をべきにあらず先生の著言外國通信事略等洋外の事を記せる書尚若干部あるがその傳寫本より地名人名の假名と合せて正すべきふり一原書は大判美濃紙は打ちたるに濃き墨にてあざやろに字形大く九行二十四五字ほどに書きつめたり字体は和様にしてから様とまじ

壬午五月

明治十五年

白石社刊  
新井白石著

# 西洋紀聞

新井白石著  
箕作秋坪校  
大觀文彦校

校訂緒言

一本書へ修史館の御藏より白石先生の自筆の本のありしと一覽せる事を  
を得て傳寫の一本と校訂して印刷ふ付いたるものなりその原書は  
奉<sup>上</sup>圖書記の印あり卷ごとに末に白石源君美一字在中等  
且本書の趣意も筆記して家よ藏し他日のおほやけの  
尋問玉備不<sup>レ</sup>られ一そのなれば先生の家に傳へられ一一本なる事論あ  
く又自筆なるハ僅よ此一本ある事も知るべし固より得がたき自筆  
本の希有性<sup>レ</sup>に存一つるあれハ葉本の訂正も植字化校合も殊<sup>レ</sup>よ謹  
然<sup>レ</sup>故<sup>レ</sup>乎其正一き事へ他書の比をべきにあらず先生の著  
言外國通信事略等洋外の事を記せる書尚若干部あるがその傳寫本より地名人名等假名  
ふて記したるも誤字何れも甚しき本書中の洋外地名入名の假名と合せて正すべきあり  
一原書は大判美濃紙<sup>レ</sup>抜打ちたるに濃き墨にてあざやうに字形大く九  
行二十四五字ほどに書きつめたり字体の和様にしてから様とまじ

へ雋抜にて快手にはよりがきして然して又謹嚴以てくもせも所あらず誠にその寫法の熟手精妙ある故見るに足より但一行文中稀にハ假名用法の違へるものゝかをあれ見えたるあれどもそれら皆その頃の世のつぶなる誤りなれハ今ハ正モに及ばず以ひ等もつとめてそのまゝとせりハ傍よりトノカセリと思ふ且字傍のふぞがな虎てがあなども舊きに依きり轉す誦すなどすを濁るもその頃の読みくせなり洋外の地名人名等の假名より希ニハ前後一様あらぬも見え一が皆改めず又エウロバ、ヤンドウ、キヤウ、などエウ、ドウ、等の右の間ふく此去る一せる所ありされハ假名の如くに讀むべくヨー、ドー、など音便よハ讀むまじきさめの志る一あるべけれど活字の便をあしけをば除け又拗音あるヤヨ等を本文なるハ原書の如くしたれども注脚あるハシヤ、ショ、と直記し又洋語又唐音はハツイシ、トイ、アヌス

ン、などせ一所ありしも或へ略一或へ直記せりあれらも活字の便を  
あへきが故なりあひてもとのまゝる存す又欄上若干所ある標注も原書  
のまゝなり又南北亞墨利加の相違する處と西北又へ東南など記せ  
る如き其他事實の誤をるに至ては數ふるに暇あらずされどおき  
ら一々訂正増補せむへたやをき事にもあらず且海外の事より至  
てへ今世より精又精あるものゝ多かをばほよ／＼益なきござなりと  
してやみぬ以上をべて自筆原書のまゝあきへ希にへ妥ならぬ處あ  
りとも校者の疎漏あらむと咎むる事あれ本書三巻紙數合せて九  
十枚許あるも活字に付して紙數を減じたれへ今へ上巻と中巻とを  
合せ下巻と附録二種とを合せて共ふ二冊とせり

一本書の大要上巻へ奉行所にて羅馬人召對亂問の事と記をその記事  
の體明晰詳悉にして曲寫自在なる筆鋒へその場のありさま哉今眼

此あたりふ見るが如一誠に和文叙事體の絶妙あるも此へこをら  
の文に於てや見るべき中巻ハ羅馬人の言ひ一海外諸國の地理歴史  
あと記せるものにして全く采覽異言等の原稿なり商業異言等見合す現時  
より見れば事ハ陳腐に属しつきども今へたゞ始めて海外の事と談  
話の間に聞き得てかくまでふ書き取るゝ識見の跡を稱して觀る  
べ一且その頃天主教傳來海外交通等此事につきてハ僧史の葉とな  
るべき事も多かるをや下巻ハ羅馬人と問答せる雜話がある一末に  
その述べ一天主教の大意をあげあれにつきて逐次に其妄を辨駁す  
その言に天地萬物自ら成る事無一必ず古を造れるものありとい  
ふ說のごときも一そん說の如くならむよハ天主アラスまと何ものゝ造る  
によりて天地いまだあらざる時に生をねらむ天主も一よく自ら  
生をたらむにハあどう天地もまた自ら成らざらむ云々といひこれ

我冒頭の第一駁として其餘の論辨精談よりて快痛ならずといふ事なく今世に人々が耶穌教につきて喋々批難排撃をる不どの論旨へ早くも悉く先生の口に出でゝありその識見の卓なる事等堪せむにも餘りある事あり

一先生此羅馬人を評して云凡そ其人博聞強記にして彼方多學の人と聞えて天文地理の事に至てハ企及ぶべくも覺えずまさ謹慤にしてよく小善にも服せる所ありされど其教法を説くに至てハ一言の道に近き所あらず智愚忽に地と易へて二人の言を聞くに似たりと又云其國の主と其法の師との命どうけて身命を顧みず萬里の外に使と一て六年がうち險阻艱難と歷てゐゝに來れる事其志の如きハ尤憐むべし又其法を守れる志の堅きありさまをみると彼がために心感動かさざる事能はずと又そ此性質を褒めて聖人の温良もかくや

と言はれ一とあり是等によりて其人物の尋常に超えたり一候知る  
べ一然るに此羅馬人も亦先生の人となりと藻鑒せる事ありてモで  
に本書にも先生が蒙斯太刺利亞への路程を問はれ一時に彼人突然  
として我法の大戒人を殺しに過ぐる事あらず我以為かてう人を教へて  
人の國と窺はすべきと言ひて答へず不審一けきハ再三詰問しこきハ  
答へけるにまの程此人白石をいふ通詞を向ひて見まるらきるに此國に於ての  
事へ存せず我方におそ一まさむにハ大きにをる事あくしておはを  
べき人にあらずラ、ランデヤノーワおゝをさる事遠からず此人其  
地取を得こまはむと思ひこまはゞいとたやをかるべしさらば其路  
の寄る所を詳に申さむにハ人の國伐つ事と教へみちびくに去そあ  
れと答へたる由見えより此言誠によく先生が霸氣人を衝くの風半  
と今日に想見せ一むといふべ一此人又嘗て先生の才力卓識に感歎

一五百年の間に一人不ど世界の中に此の如き人の生を出づるもの  
なりといひしと秀支那の人へ五百歳にして聖人出づと語を、ども  
それも离土九州の中につきてぞいふなるべき今先生へ太西洋外の  
人に世界中よして五百人に一人を得べき人材と稱せらる其言過譽  
に過ぎざるがごとくといへどもまさああがちなる謙辭にへあらざ  
るべ一又有徳公の世に及びて先生の所親の人よして君側に仕ふる  
者のありけるが公或日その人に向ひて近頃へ筑後へいかにしてあ  
りやさだめて世を不満足に思ひてやあらむと仰せありしみその人  
答へて筑後去の程も某は語を候ふへ前御代の厚き御恩へ申もお  
ろうありきりあがらかの御代へ種々の御用もありて随分の筋骨  
も仕立ぬれへばさゝり報い奉る道も候ひしに御當代へ何の御奉  
公もあく徒らに高祿を賜はり隨意ふ家に起卧して只書見なとにの

み歳月と送りてあり候ふ事へ前代比御恩よりも一段ありがたく存  
ぜられ更に報い奉るべき所哉知らずと語り居り候ふと申しけをば  
公開召しやゝ志ばしありて「するい奴よナ」と一言仰られしとなり前  
の羅馬人の五百年の評と此の有徳公の話とへ故老の言ひ傳ふる所  
なりと三田襟光氏語りき以上の諸評へ先生の人とありにつきての  
實に絶妙なる月旦にかかるべき依りて校訂のついでにあゝに記  
て且ハ其事を後ふ傳ふ

明治十五年壬午五月

校訂者記

西洋紀聞上卷

寶永五年戊子十二月六日、西邸にて承り一は、去八月、大隅國の海島ふ、番  
夷か、西船にて、  
其身どゆひよ  
といふは、西洋  
スノイ方等北  
セリ、此事長崎ふ注進を、阿蘭陀人よたづねとふに、ロウマ  
テイラ、キリシタンなどさへひ、ロウマといひし時より、  
廣東、東京、暹羅等の人ふとふとも、キリシタンといふへ、邪教の名目と  
ハ聞及ひぬ、其餘の事へ心得らをす、と申もといふ也、と仰下さる、承  
て、其人西洋の國より来れるへ、一定ふ侍るならむ、されど、其ことばの聞  
得べからずと申すへ、心得ちをすと申ば、かき詰て其故を尋下さる、ふる

く候ひ一人の申せ一事承り覺候一事も侍り、彼地方の人へ、きをめて  
よく萬國のことばよ通じ侍りけをべ、むろし、ナンバンの人、我國ふ来り  
一初、數日が不とに、我國のことばふ通じ得て、つるに其教をも傳へし。申  
し候ひき、其法の此國ふ行はき一事も年久しく、其國北人常にゆきか  
よひ、又此法禁せらき一時、我國の人其教よ隨ひしもれども、彼國ふ渡し  
つるハさき一も數多く候ひき、されば、彼國北人、此土の言葉へよく通じ  
候ひなむ歟、我國ふもとむる事ありて來らひものゝ、其ことばよ通せさ  
らむふへ、あにゝよりて、其志教もとげ候へた、但一五方の語言同じか  
らすして、そ此中まゝ古言ある事に候へべ、其傳習ひし所、我國の中、  
いづこ北人の言葉をう習ひ候ひぬらむ、ましてや、彼國の人、こゝよ通せ  
さる事、もでふ百年に近く候へべ、今此こと葉よ同じからぬ事も候べき  
歟、おれらの心得したらむものゝと、聞のせ候はむよへいかむぞ其こと

ばをき、わきまへぬ事比候べき、阿蘭陀人の申を所へ、猶心得らず、口  
クソンと申をへ、宋元の代より此るこ呂宋など志るせー國にて、其國よ  
り出一壺とば、我國の人葉茶と貯ふるに宜ーとて、呂宋真壺など申を事  
へ、誰とも志り候ひぬ、まさカスティラと申をは、イタリヤなど聞えし地  
に近き國にて、ひるし、其國にて作り出せし果子は、此土ふ傳へし物は、今  
も候なる、これらの事へ、美なども其名を聞覺候ものと、其地方の人比心  
得がさきと申を事、尤心得がさく候歟と申を、申を所其謂ありと仰下さ  
きたりきかくて、被入へ、法はまのせて刑せらるべーなど聞えし不どみ、  
其年も暮て、明をべ六年己丑の正月十日より、國喪の御事ありて、そきらの  
事も聞えず、此年もまさ暮むとするふ、十一月比初に至て、去年の冬、大隅  
國ふ来りとゞまれる外國の人、近き程よおゝに来るべし、其事比由依尋  
問ふべきもの也と、仰下さる、まさ去年長崎の奉行所注進の状をもうり

一出されたり、おきへ、彼來り一由いまだ詳あらず、其が申せ一事ありし  
ふよりて、某にて尋問しめられんためよ、めさきしとぞ聞えし、我國のこ  
そばのミならまーりべ、いあふと聞得べし、おもふに、地名人名、まさは其  
教法等比事ふ至てへ、其方言多うるべき、此法禁の嚴なるによりて、阿  
蘭陀等化國の通事あといふものも、猶さと一得ぬ所ありと聞えたをば、  
此事ふ至てへ、きをめて難事也、此事、奉行の許ふへ其こと禁あと翻譯の  
も化ありぬとおもひしらば、志らる物のあらむふへ、借一賜るべ証由を  
申す、其事執政の人ふ仰下されしらば、奉行の許より書三冊を進らす、  
借一下されて、ことを見るふ、其教法の大要あと見えて、其こと禁依譯せ  
一事へあらず、されど、其中一二の用ふあされる所あ証ふしもあるらず、か  
くと、彼人おゝに至れりと聞えて、同月の廿二日に、奉行所ふして召對を  
べきよ及びて、前の日奉行の人ふあひて、其事を約す、横田  
横田  
其日

己の時過る不とに、か一こふゆきむりふ、きりしむむ川北小石川より奉行の人と出合  
ひて、かれが攜來も一物もを見る、我國よて新たふ製らき一金錢等な  
物見えて、まさ法衣也といふその、白布しらぬにて作さると、よくく見るに、  
そのうちの方ふ、我國の南都ふて織出おりだしを布ぬの朱印しゆいんある也、奉行の人とよ  
も見せ、其餘そのほかのものも見せせーに、うたがふべくもあらすといふ、心得こと  
事ことふ思ひしー不ふど、物ものとも皆見見て、長崎ながさきより差副さふてつろはせせー通事つうじ  
のものどもば召めしす、大連事今村源右衛門與成等古通事、品川共、次郎亦福喜鐵とづぶ此二人の名は聞かせ、其彼輩そのそなへよむりひひて、むり  
ーナンパンのの人ひと長崎ながさきより一時ひとときへ其國の通事等つうじとうあり、其法禁ほげきせられ  
初はじふふ、その人猶ようありしううと、それら死うせせー後あとへ、其學がくを傳つふふるものあ  
るべきべきふふもあらすす、いはんはんや、法禁ほげきの初はじへ、あやまませてて、彼地方そののあと業わざ  
といひいひーものものへ、嚴刑ごんけいをまねまねられはれす、たとひ其言葉ごんばを聞傳ききーするものも敢あて  
口くちより出だすすべれ事ことふふもあらすす、かくて、七八十年しち八年とすききねをば、今いまへその

ことば不通せむものあるべきはあらず、凡そ五方の語言同じからぬば、  
たとへば、今長崎の人談して、陸奥の方言聞一めむは、心得ぬ事多うる  
べけをと、さすがよ、我國の内比ことばをきべ、かくいふ事へ、此とよやと、  
どへはうちむふへ、あさらすといふとも遠からじ、我萬國の圖と見るに、  
イタリヤ、阿蘭陀、同じく歐羅巴の地よりありて、相さる事は近頃は、長崎陸  
奥相さるの遠きがごとくにはあらず、さらバ、阿蘭陀の言葉よりて、彼  
地方のことば然どへうちむふ其七八へにハ通じぬべき事ふあれど、され  
ど、お不やけふ申さむ事ふへ、正しく其語と學得さらむ事、としはるをて  
申さむへ、去るべからず、今日の事、前日比事に同じからず、これお不や  
けふ申す事にへあらず、其がためよ、そのこと業否通すべきためあれば、  
たとひ彼申さむ事、心得ぬ所ありとも、かさぐが心ふをへぞりおも  
ふ所を以て、某ふ申せ、某も又かさぐが申せ所、正しく被申す所の義に

合へりと、信じ用ひんともおもはず、さらば、かゝゞへどーはかる所の僻  
事ありとも、其罪よもあらじ、奉行の人々も聞一めされよ、彼等もとより  
學ひ得ぬ所なをば、たとひ解し申す所の記り多しとも、答給ふべき事ふ  
あらずと申を、人々も承りぬと咎らる、かくて、午の時すぐる程に、かのち  
の役召出せり、二人して、左右をさへはさみこすけて、庭上ふ至り、人々  
むうひて拜を、坐を命じてのち、庭上に設置一榻ふつく、其脇事つ、南面みて板  
尺ばかりに、一て、腰をまうく、奉行の人々、様に近く坐し、某の座の上の少く、異ふ  
膝の上に跪き、磐古道奉二人、板縁の上、身に跪く、かのもの、長途を輿中にのみありて、歩に堪能せ  
り、よりか、より至るをも與へて、致せり、あれによりて、人をして、足の上に跪き居たり、此のちの儀、よろあ  
れれる、其たけ高ま事、六尺よへはる事に過ぬべし、普通の人へ、其肩にも及  
ばず、頭かぶろよして、髪黒く、眼ふろく、鼻高し、身ふへ茶褐色ある袖細の  
締入れし、我國の袖の服せり、おれへ、薩州の國守のあらへ一所也といふ、  
肌よへ白き木綿のひとへなる、祇さりだ、坐ひつき一時、右手にて、額の符字めき

其既既に未かくて、奉行の人人、通事していはせ一事ありしよ、拜拜して後後ふおととに答答ふ、これは、天天をてに寒寒くして、其衣薄薄ければ、衣衣あさへへふ、うけず、その故故へ、其教戒教戒よ、その法法を受受ある人の物物、うくる事事なきによれり、されど、飲食飲食の物物比比ごときと、其國命命と達達せむ不不どの性命命のさめなれば、日日よ塵衆塵衆供費供費を事事、國恩國恩を荷荷ふ事を事でに重重し、いかで衣服衣服の物物まで給給りて、我禁戒禁戒にそむくべきはじめ、薩州薩州の國守國守比給比給り一物物、身身にまとひぬをば、寒寒とふせぐにたままり、心心をこづらはは一格格ふ事事あるべからずと、申申切りとりり由由也、此問對事終終りて後後、人人某某を指指して坐坐どももめめめらる、此日日ハ其他事其他事ふ及及ばず、たゞ彼國地方彼國地方の事事など、通事通事に命命じて問問ははめて、其いふ所所と聞く、萬國萬國の圖圖を携携ゆきて、其圖圖をあめあめてをづみとふ、此圖圖は此玉玉かかて志志ららてはは其圖圖を出出ささる、其圖圖を出出ささる所所に答答ふ所所をきくふ、かねてふもひはかりしへへと相相約約たりきき、

とくに、事事わづらはは一からず、但但し、そのいふ所所へ、我國畿内畿内山陰山陰西南西南海道海道

の方言うちまでて、彼地方の聲音にて擇り出一ねをば、正しく其事と  
おもふも、疑ぬべき事あり、かきまさ、そ此いふところと、ああとの人比聞  
得がたき事もやあるとおもひしにや、必ずそのことは必ず反覆じていふ  
又あやまり傳へ一事も、すくなからず、まして、彼地名人名ふ限りて、其  
土よ継するまゝ、おいひしらば、それらの事へ、よく／＼たづねきはめて、  
地名人名等を豆り、又通事等は、阿蘭陀の語に學ひ熟一ねれば、舊習ふ  
ひうれて、彼いふ所のごとくおいひ得がさき事どもあるを、とへいふ  
事なども、あざれ、かくして打聞く事、一時ばかりの後ふへ、某も、三づから  
問ひもし、答へもぞる事共ありて、日すでふ西に傾きしりバ、奉行の人々  
ふ、まさこそ參るべけれといさせ乞ひす、おゝに至て、被人通事ふむかひ  
て、某こゝより來り一事へ、我教を傳へましらせていふも此土の人々も  
利し、世とも濟はむといふにあり、そきふ、某が來りより、人々をはむ

て、多くの人をわづらはし候事、誠に本意みあらず、おとお来りのち、年  
すでに暮むとし、天まさ寒く、雪も不どなく来ちむとて、おきふありあふ  
御侍と初て、人との日夜のさかひもあく、某候守り居給ふと、見るに忍びず、  
かく守り居給ふは、某も一毛にげざる事もありなむがために、候ちむ、  
萬里北風波強凌ぎ來りしも、いゝふもして、此土に參りて、國命を達せむ  
がためふ候に、おがひのまゝに、此所に來りぬ、此所候きりて、又いづき  
此かとにうのがれ候べき、たゞひ又某こそをあげざるとも、此國の人よ  
も似さちむものゝ、いづきのかさふ、身を一日もよせ候事のかなひ候べ  
き、されど、仰によりて守らせ給はむ上へ、其守急り給ふべき事然るべか  
らず、盡へいのよも候へうし、夜るくへ、手か一足うちをも入られて、獄中  
みつあざ置き、人とのば、夜と心やをくら候やうによきふ申して  
給るべーといふ、奉行の人とも、其由と聞て、あはきとおもひ一氣色あり

一を、某此ものへ、おもふに似ぬ所はりあるものかな、といひ一を、大  
きみ恨みおもひ一氣色みて、すべて、人のまことなき不ど比耻辱へ候へ  
ず、ま一て、妄語の事に至て、我法の大威ふ候もの故、其事の情を乞きま  
へ一より此のとつるふ一言化い仰はり申したる事へ候はず、殿にへ、い  
のみかゝる事候は仰候うや、と申ば、今、汝のいひ一所へ、年くれ、天も寒れ  
に、おゝ、ふ候ものゝよるひるとなく、汝と守り居るが、見るふ堪がささふ、  
かくへ申を歎と問ふ、其事ふ候と答ふ、さればこそ、其申す所へ、い仰はり  
にてあるあき、彼等が歎と守るも、奉行の人々の命を重んじねるが故也、  
又、奉行の人々も、おほやけに仰候うけて、汝を守らせ給ひぬをば、汝がい  
ゐにも事故なきらむ事とおもひ給ふが故ふ、衣うすく、肌寒からむ事を  
うれへて、衣給らむとのさまふ事度ふおよびぬ、も一今汝が申す所此  
まことならむよへ、などり、此人このうれへおもひ給ふ所をやもむじま

いらせさらむ、も一此人このうれへ給ふ所とも、法が法のためかへり見ざる所あらは、何條、こゝよ候ものども此法のためお役と守る事、かへり見ぬもふにへれよぶべれ、されば、汝のさきよ申せー所の誠あらむよ、今申す所へいゆはれる也、今申モ所のまあとあらむよへ、前に申せー所へいゆはれる也、此事いゆよも申披くべーといひしろば、大きよ恥ぬもひ一氣色に、今の仰候承り候へは、さてよ申せー事へ、誠よあやまり候ひき、さらは、ぬよも衣給りて、御奉行の心遣やをむじまいすべキよ候と申す、奉行の人とも、よくおそのことまひ給りつれといひて、悦びあへり、かきねて、又通事よひうひて同じき御恩よ候へども、海がはくへ、給ちむもの、縉紬の類へ、某が心な候やをかるべからず、たゞ木綿の類を以て、製し給り候やうよ、たのみいらする候といふ、すでに日くれぬべけれは、かれども獄中よ還し、某も歸りぬ、明きは廿三日の夜、通事等、某が家よ

め一て、きのふかのもの、申せ一事の、心得ぬ事ども、尋ねとふ事あり、廿  
五日ふ、またかしこふゆく、奉行の人々も出あひて、被入召出一より、けふ  
へ、かの奉行所ふある所の萬國の圖を、出されしとて、被地方の事どと  
ふふ、事明らうよして、異聞ども多かりき、此圖へ、七十餘年前に作を一所  
みて、今へ、被國ふも得やをからぬ物也、こゝかしこ、おぶれ一事、惜しむべ  
き事也、修補して、後は傳へらるべーなど申しあげふも、已の時過る頃よ  
り、未の初まで問對して、かれをば遣りつけふへ、奉行所より給はり一木  
綿衣とかさねて、其事と謝を、獄中のやうをも見給へとて、奉行の人々紫  
内にてゆく、獄屋の方の家あり、そこに、むろし、被教の師正ふ歸しさ  
ると、置き一所也といふ、年すでに老さる夫婦二人のものありて、奉行の  
人々を迎拜一たり、去きへ、罪あるもの、子どもの等とあり一と、かのこ  
に接置せられしもの、奴婢ふ給りしが、夫婦となされし也、これらは、

其教どうけーあどいふものにへあらねど、いとけあきより、さるもの、  
めしつゝひ一所あれば、懲門と出る事ともゆるされず、奉行所より衣食  
して、老と送ちしむる也けり、さて、被懲舍を見るに、大きな懲を厚板よ  
て隔て、三ツとあり、その西の一間に置く也、赤き紙を剪て、十字を作り  
て、西の壁にをして、その下にて、法師の誦經をやうに、その教比經文と、  
暗誦して居けり、それが居る所の南に舍ありて、守れるものども守り居  
たり、こゝら化事ども見はて、後よ還れり、晦日にはこゆきむりふ、はふ  
へ、奉行の人、出合給ふにへおよぶまじと申しければ、出合ふにも及ば  
をすけふへ過一頃たゞ承し事共の、おぼとふべき事あると尋問ひて、日  
と暮しつ、すべて、此不ど尋問ふ事共、被地方比事のそにいて、かれがこゝ  
ふ来る由をも、又其教の旨をも、問ふに及ばず、かれへ、事にふきて、その  
事どもいひ出一ぬきと、そのいらへをもせで、うちすぎさりき、その明の

日に申上しハ、きのふ迄も、彼人を見候事凡三日、今へ、彼が申を不どの事、  
聞まがふべくもあらず、かきも又某申すほどの事共、よく聞可うち候ひ  
おむ此上は、かれが来り一由をもたづおきへめばやと存す、さらむにれ  
るてへ、あれが申を所、必ず其教の旨にモソリ候べければ、奉行の人々も  
出あひて、事の次第とよく承きと仰下さるべくや候へんと申す、聞呂さ  
れ一由仰下されさり、奉行の人々にも、出合ひ給ふべーといひやりて、十  
二月の四日にゆきむりふ、奉行の人々も出合さり、彼人を召出一て、こゝ  
に来る事の由故も問ひ、又いのなる法を、我國にへひろめむとへおも  
ひて来くるにや、とこづねとふに、かき悦びに堪すして、某六年がさきに、  
こゝに使さるべ記事故承りて、萬里の風浪と志のざ来りて、つるに國都  
よ至れり、志るるに、けふ一も、本國にありてへ、新年の初の日と一て、人皆  
相賀する事に候る、初て我法の事をも聞召れん事を承り候へ、其幸これ

に過す候とて、彼方に一て、十二月四日をもりて、嚴旨と、その教の事ども、説き盡し。其説は、じめ奉行所より出せし三冊の書を見えし所に、たがふ所もあり。其方言の同じからずして、地名人名、すこいく同じからぬあれども、皆、その音の轉じるのみなりき。凡そ其人博聞強記にして、彼方多學の人と聞えて、天文地理の事まで、金及びペーとも覺えず。彼方の事を問ひ、ひ答へ一時い下ふ来る。一ぬ彼方の學其科多くそれが中十六科といふ通りに申だ。とへば、其天文の事のごときは、初見の日、ふ坐久しくて、日すで、小腹をいたれば、其奉行の人がむろひて、時の何時より厭ひしなどうむと問ひしる。此やとりひて、時うり難もあらず、と申されしる。彼人頭をめぢらうて、日のある所を見て、地上もあり一おのが影を見て、其指を屈して、かずぶる事あり。そ我國の法も、て、某年某月某日、其時の某刻、て、厭といひきられしる。其匂股の法も、て、こやをき事と見えし。かどかんぬやすく、ひ出しねべーともおもひ。是後又テ、ランド鐘板の萬國の圖をむろきて、エクロバ地方りとり事りて、モローマハ、ブコヌヤ、ヨシブねーかど、番字の極先で、小一きあるものなき。通事等も、めう事りて、モローマハ、チニヌスや、候など、通事等も、と答へ。何事も、とへば、ト、ラ、ンドの語るバッスルと申すもの、イタリヤの語るハ、コンバスと申すもの、事ふ候と申す、某その物、こゝに、アリと、ひて、ぬところ、よせーも、のを取出来て、あたふる。此物は、その合ふところのゆるびて、用うら。こりが、さく候へども、なからむるは、よさりぬと、ひて、其圖のうちよは、かるべき所を、ふくと、圖一ごろ、所持らを見て、筆をもと見て、其字をうりしりと、て、かのコンバスをもちて、その分數をはかり、と、ひて、彼圓は、坐上に、あるを、其身は、底上の構りあり。ふがら、手をミーの、とて、其小りん圓を、もと、呼よりて、蜘蛛の網の、ごとくに、詰めき。線路をたづねて、かみこまへ、かすへもて、ゆく。

どに其手の右よりおたき因どの所よりてこゝより旅見給ふべし。とくにコンバスをモークリス  
りて見るよ、小きなる圓の針の孔のどんなる中、コンバスのさきはとほりぬ其圖のゆこはと  
ローマンとく番守あり、と通事等申す。此後ヲ、ラントドを始て、其地方の國とのある所を問ふ。前の  
法のびとくみて、一所もき損セ一所あつて、又我國も一て此所へとづこすとふる又前の法のび  
とくも一て此所もやどふ。此も番守てエドとちせ一所也。これら定まれる法ありと見え  
かど、其事うねりめらぞていがんとすむべき事にふらば、すべくこきらの定ま  
とひーに、べどやすかるべき事もとより數に揃へ、かあふよドき事也とくへば、これら的事  
のびとく、あらむちる數る精一札を待りまでも候ひ候へかももぞやせん學得捨ぶべき事也といひき。  
まこと謹懇にて、よく小善にも服毛る所ありき、拱てて、一拜てて拂ひつゝまづ手を

指を以て額みあこりて盃をる事なりてのち、目を瞑て坐す坐する事久けれども、そゝ泥塑の像  
のごとくみて、勤く事なく奉行の人とまこと某の坐をたつ事あき、必ず起きて拜て坐す。連り來り  
て坐るはくを見て、必ず起きて座す。此儀日よりかねらば、あらむ時奉行の人とみせしを見て  
て其人ふむかひて、ぬ詠一々通事るむかひ天繫し、衣をかきぬらば、そく我方の入へくとみせし事を  
ひつゝむ事也。むろ一、通國此病せ一事なり。故也とくひき、又通事等ラテンの語を通じて聽見る  
をば、お返しを一へひて督得れば大きき賛美言甚がくひき、て通事の人にはなまうる  
ヲ、ラントの語も學び熟一とし、書寫の際きがくきはありて、今仰候びとくにいあらば、こゑもとよ  
り我方の語も習ひ始へぬか故ふりゆ、などくひてわらひありて、又ヲ、ラントの戰歎も、其傍も多  
くの窓をまうけ一事、上中下の三層あり、毎窓う大窓を出せしといふ事を、ひ得だつてかこどり  
むとする事もやすからず甚左手を側て、その四指の間より右手の指頭三指を出でて見せねれば、  
さあそ候ひ一とくひて通事等にむかひて候機に招へ一候などくふ事共ありき、又ノーラント、ランニア  
の地、こゝをさる事へかくどにやどきづれしに答へぞまく問ひて、我法の大戒入を  
教すに過る事あらば、我へかてか入を一へて、人の國をうかへはせ候へきとくふ、某そのくふ所をき  
て、心得らきだいめにかくくふにやど通事等に問はせしに存する所の候へば、これら地方の事は答

申すべからざと、ふ請又その所存を問一むるに此ヤど、此人を見まへらするに此國に在ぬての事ハ  
存せば我方に招は一ましむるハ、大きにする事なく一て招ひすべき入うあらざフ、ランテヤノ一リ、  
こゝをミチ事達めらざ、此人、その地より得船ハムと招もひ船ハマ、とたやすかるべし、ミラバ、其路の  
ふる所を詳り申さむにい人の國うつ事をを一へみちびくにこそあきと、ふ善これをき、て奉行の  
人ミ開始ハムもかこはらへこけを、ば今きくめどぞきいをとひ某そのこゝろざーありと、也、我國ニ嚴  
法ありて私リ一兵を動かす事ハカヌヒムコシドハヒテわらひたりき、すべて其過慮かこのごそん  
ちに至る事、其教法と説くよ至てハ、一言の道ふちかき所もあらず、智  
愚たちまちに地と易へて、二人の言と聞くに似たり、こゝに知りぬ、彼  
方の學比ごときへ、たゞ其形と器とに精しき事候、所謂形而下なるも  
の、のみ伝知りて、形而上あるものハ、いまだあづり聞かず、さらば、天地  
比ごときも、あれを造るものありといふ事、怪一むふへたらす、かくて、  
問對の事共、其大略とあるを所二冊進呈を、すでふして、明断ありて、我國  
耶蘇の法を禁すると年あり、今彼徒のあゝよ来る、行人の其究を告訴  
ふるもの也と稱す、も一行人ならむふへ、いふむる、其國信とすべきもの  
をば帶來らすして、説りて我國の人とあり来る、たとひ言ふところ實

からむにも、跡のごときは疑ふべし、志よりといへども、稱する所ハ、彼國の行人也、例によりて誅をベからず、後來其言の徵シテあらむを待ちて、宜く處決すべきもの也と仰下さる。某、その事情をはらるよ、此後ふ至ても、彼國人比こゝよ來らむ事ハ、絶ゆベからず、されば後接のために、此たびの事ども錄して、進呈すべき由と言上し訖ぬ、いくほどあくして、上にもかくられさせ給ひ一不どに、正徳四年甲午の冬ふ至て、かのむろし其教師の正に歸せしもの、奴婢たりしといふ夫婦比もの、此教師ハ、黒川壽庵フランシスコ、チヤアン也、ひ一終奴婢の名ハ、男ハ長助、女ハはちどり也、自首して、むろし、二人が主にて候もの、世ふあり一時に、ひそりよ其法をさづけりうども、國の大禁にそむくべしとも存せず、年を經しよ、此不ど、彼國人の、我法比ために身よかへり見ず、萬里にして、こゝよ來り、とちはれ居候を見て、我等、いく不どあき身と惜しみて、長く地獄に墮し候ハん事のあさましさに彼人よ受戒して、其徒

と罷成り候ひぬ、去をらの事、申さゞらむ、國恩にそむくふ似て候へば、  
あらへ一申す所也、いのにも、法にまゝせて其罪にへ行はるべーと申す、  
まづ二人とは、其所哉かへて、せかち置かる、明年三月、ヲ、ランド人の朝  
貢せ一時、其通事して、ローマ人の初申せ一所にたがひて、ひそめに、かの  
夫婦比ものに、或さづけし罪祇亂されて、獄中に繫ツナがる、こゝに至て、其真  
情敗露へれて、大音をあげて、のゝりよばかり、彼夫婦のも比、名をよ  
びそ、其信を固くして、死に至て志を變すまじき由をも、むる事、日夜よ  
絶す、此年來れるヲ、ランド人申せしへは、はじめ、北京におもむきしといふ、  
トーマス、テトルノンも、不どなく其國に歸れりと聞ゆ、あれへ、初よりか  
こふありし其國人に妬忌せらきて、せままり居る事かあひがたくて、  
詮ど承りぬ、と申しきまゝ、此人のこゝに来れる事、いゝにやおもふと問  
ふに、されば、此事、我方の人も、心得ぬ事ふ申す也、或へ、もー其罪を犯を事

ありて、すでに死に當り候ひし族、いかにも其罪穢アタマふべき事とおもひは  
かりて、此國に来らむ事を望み一うは、彼國の人も、そゝかれが申すごと  
くに、申ひらく事もあり、あむにへ何の幸うこれにすぐべき、又國法のぞ  
とくに殺されんにへ、もとよりの事也とおもひて、望請ふ所に任せても  
や候らむと申一き、ヲ、ランド人の説のどなれば、モモカラベーヤ、某が招もふ所ありて、ハ考かは  
や候らむと申一き、アラを彼國の議に其法行はるべキ時至りぬとおもふ所ありて、まづ誠  
にこの人をつかはせ一や、と思ふ所ある也、某かく思ひ合せ一事に、此人のトブニヘ來り一我國新製  
の金と錢との二ツにあり、最初に、彼もち來り一黄金三品の事、を問ひ一時に、本國の事のどき、エクロッバ  
諸國の布施によりて、金銀等の財貨もどむる事を待てど、猶らおりありとべひ、おとロソンの地に、  
白銀多く出ねる事また、我國東南の海島より金銀多く出ねるを、イスパニヤ人のどり得る事など、ひ  
て、これらの物共の事、本國にへひ送らぬで、もなん、我が文一ヶ年にしてロソンに送りつかんオともべか  
かども來るべき事なりと申せ一に某が耳にへるよりて、此人の今るにの故に來れるにやと心得ぬ事か  
におもひ一が、おもひ合せぬ其國にて、我國黃金の製と、銅錢の製と、の改まり一を傳へみて、國財以外  
に窮一あり、國民さざめてくる一みなむ民ぐる一む時、命の行はれざる所ありたとひ其禁を行は  
らども、金銀をもてみちびきなシ其禁聞く事ありぬ、おもひ難可一にかくて、此年の冬十月七  
日に、彼奴なるものへ病一死矣、五十五歳と聞えた、其月の半より、ローマ  
ン人も、身病ひする事ありて、同じき廿一日の夜半に死一ぬ、其年へ四十

七歳にやなりぬべれ、

前代の御時に某申せ一事もあれば、今此事既忘るす事凡三巻、初にハ此事既始末を志るして、長崎奉行所より注進せ一大略をうりて附す、中にハ、其人のいひし海外諸國の事共と志るを、終にハ、某問ひしに答へ一事共の大要を志るを、此事、すでに年月を隔てねれば、今ハ可毛を一事共多くにて、そのあと棄化ごとき、その事既ごと記ハ、あを志るすところの誤りの多かるべき、それが中に海外諸國の事に係れる所ハ異聞博からむためにもとむる人もありあむにハ、秘すべき事にもあらず、卷の終此事に至りてハ、外人のために傳へむ事、志るべからず、モ一た不やけよりめーたづぶらるゝ事もあらむにハ、此限りみあらざる事ハ、いふよ及ばず、

附錄 大西人始來り一時の  
事

大隅國取謨郡の海上屋久島の地栗生村といふところに阿波國久保浦といふ所の漁人等來り止りて魚捕る事板業とするあり寶永五年戊子八月廿八日去きら七人舟とうらべて同き島の湯泊といふ村の沖に出づ陸よりへ三里許へだてたらむ海の上より目あきぬ船の大きなるが一隻うろびるゝと見つけて栗生村とさして歸るに彼大さかる船より小きある舟おろして其舟よ帆あけてこなこの舟と進来るこあとの舟よも帆あけてはしへ歸るを彼小舟にもうちがひといふもの添て進来るふとづろに十間ばかりとへだて見るに其舟よへ目あきぬものども十人ばかり乗るが其中一人水をこふさまへたりこなさにもかあふまじき由のさまへて乗りゆく不どに彼小舟も大きな船のかさにむりひて歸りぬ此日の夕同き島の南にあたる尾野間といふ村の沖ふ

帆の數多き船の、小舟と引たるが一隻、東をさへてゆくあるを村のも  
のども、あやしみ見て、打出て守り居るに、夜に入り空くもりぬとは、そ  
の行方を志らず、明とば廿九日の朝、尾野間より二里許の西にある湯  
泊といふ村の沖のうらに、きのふ見えりごとくの船見えしうど、北風  
つよくして、南をさへゆきし不どに、午の時に至てへ、帆影も見えずあ  
りき、此日彼島の懲泊といふ村の人藤兵衛也、炭燒び料に、松下といふ所に  
ゆきそ木を伐るに、うーろのかたにして、人の聲去たりけるをかへり見  
るに、刀帶さるものゝ手して招く一人あり、其いふ所のことばも聞わう  
けべららず、水をこふさまぞ一ければ、器に水汲てさへをくちづき呑  
て、又ま詫き一かど、その人、刀を帶さをば、れそとて近づらす、かれも其心  
ときとりぬと見て、やがて、刀を鞘ながらぬれてさへ出しけれは、近づ  
くに、黄金の方なる、一り乗出でてあらふ、此ものきのふ見えり船なる人

の、陸に上り一にや、とおもひへうば、其刀をも金ともとちすして、穢のか  
さに打出て見るに、其船も見えず、まゝ外に人ありとも見えず、我すむ  
りこにたち歸りて、近き不とりの村に、人は一らうして、かくとつぐ、平  
田といふ村のも北二人、出来一をともあひて、守は五次右衛門喜  
て見るに、被人懲治のかと抜指さ一て、かしこにゆうむといふさま一と  
り、足つられぬとみえ一は、一人それをたすけ、一人へ其刀をもち、一人  
へそれが攜へ一袋やうの物をもちて、懲治のものゝ家にゐて行て、物去  
こゝめてくは毛、かの人、まゝ黄金のまろき二りと、方なる一りと、を取出  
て、あるじよあさふ、藤兵衛<sup>ツバメ</sup>辭してとらず、その物いひ、きゝ豆だまふべ  
らざれども、其形へ我國の人也、まめやきこ、の人のごそんに一て、身るは、本綿の淡黄色  
あるに、茶色のうらつけこるを着て、刀の長三二尺四寸餘、此事、島城守くるものゝ許に聞  
え一かば、宮之浦といふ所よ、かのもの置くべき所作り出一て、うつて置

て薩摩守の許につぐ、薩州の家人等連署して、其事と長崎の奉行所より告ぐ、其書に九月十三日とあるす彼家人等商津大藏同招監新納市正種子島載人連署す長崎の奉行は承井横政守別所播磨守也、彼人、長崎に送り致をべき由故いひ送れり、其後、又薩州より彼もの、圖作りていひしことばあと之事該、長崎にいひ送きり、前に見えーローマンの事也、阿蘭陀の人を始く、長崎にありあふ外國の人共、奉行所に召集て、かれがいひ一事ども尋問ふに、各、其事曉すべからずとこさふ、かくて、冬も末に至りねれば、北風吹つき、海の上波あらければ、彼ものを送致す船、二さびまで風に吹もどされぬ、これとむろふる薩洲のもの、つとめて風波とを一疊ぎ、からうして大陸の國に至り、それより又長崎に送り致を、かどもの、ひさすら江戸にかもむろん事をこふて、長崎にゆうむ事をねがへざり一氣色しけれど、其望に仕すべきにあらず、多くの挽船共して、長崎の地方網場といふ所に至りぬ、こゝより船ととゞめ、陸よりして、長崎にむろへ入れて、穀倉に置

く、阿蘭陀の通事共一て、彼来る由をとふに、地名などへ、聞も及びゝあれど、其餘の事ども、きゝわくべからずといふ、阿蘭陀人をばこと、にふくみかもふ由あれば、其人一て問はむ事も志らるべからず、障子を開て、阿蘭陀人一て、そのいふ事を聞しむるに、去きも聞志らぬ多く、ましてそのいふ所、半は我國のことばもまじは足ぬと聞えて、猶々聞わうり事かあはず、彼人も、いろにも一て、思ふ事共いひあらはしてむとおもふ氣色ありしらば、とづねべき事共、こゝにありあふ阿蘭陀人一てとふべーといひしに、さも侍らむと答へ一によりて、阿蘭陀人のうちにて、むり一て彼地方のことば學習ひしものゝア、テレヤンドウといひしを、その甲必丹ヤスフルハンマンステアルといふもの、召ぐして出合さり、と、  
ハラアンのこととぞ、ふ  
事也詳に下に見えざり、これふよりて、彼人、おゝに来る事の由は聞えて、其由談もて、奉行所の注進あり、さゆにて、彼にきんに、彼人、阿蘭陀人に對せ一禮、ことに賜れるなり

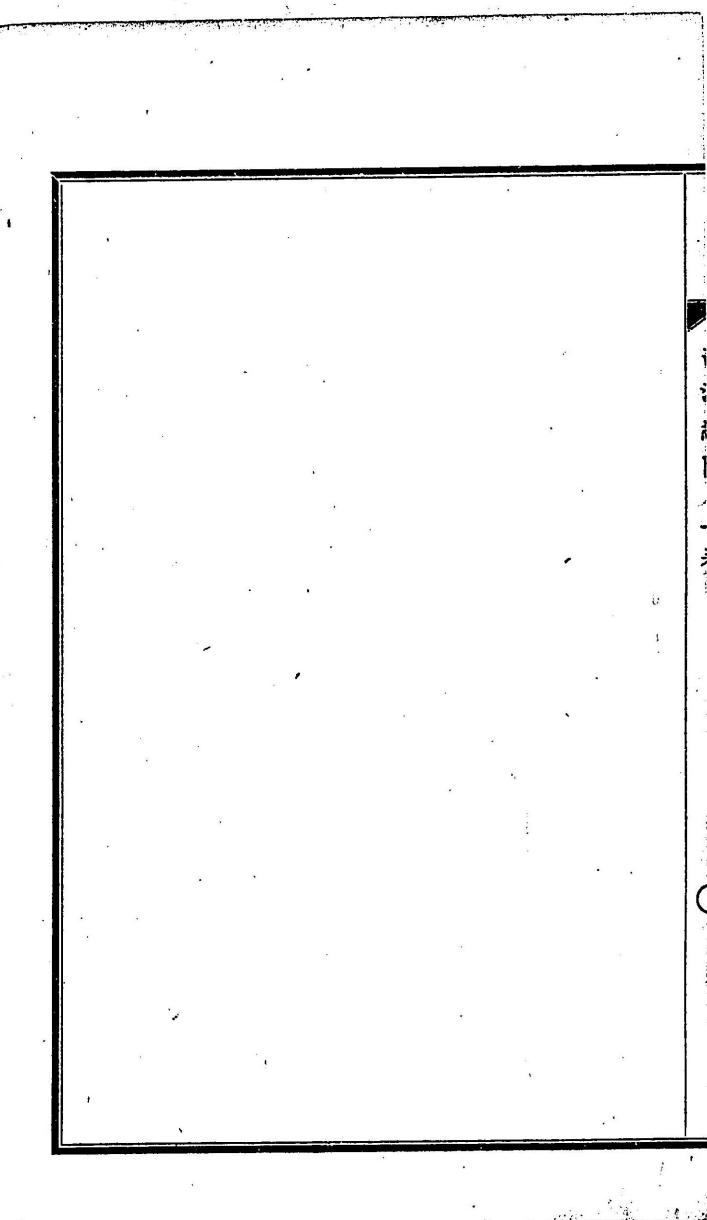
おそれ一色あらはれき、彼國のこと、甚學得とくべつひ、六年に一て、其業を廢けしめり、ことくそは、ち、長崎  
くにひ通とおトがよくて、その通とおト得とくぬ所ところ、かの入いりいを一いつてのりに、其事を解わかりたりとくふせ、そは、ち、長崎  
より一いつて、又こゝに送おもてなり致むかせ一事こと、其明年の夏の末に至いたて、奉まつたまつたらせよと  
仰おほせ下さされしによりて、去年より彼ものゝいふ事共聞なれ一通事ことに三人  
つけて、九月廿五日ふ、長崎ながさきを出でしたてしに、十一月の半に来くわり着ついたまつたねれば、  
天主の法を禁やみする事ことつゝさどきる奉行の人ひとに仰おほせせて、その廳事こへいじの櫻  
舎やに接置せきぢせられし也、これより後比事共そなへへ、前に去くわるせし所ところにみえさり、  
奉行の人ひとに比ひひひへ、彼かれ人ひとに食くわふ所ところの物もの定さだきる限かぎ等とうあり、初はじめ長なが崎さき  
崎さきに至いたりし日より、こゝよ來くわるに及およびて、すこしも相變あらわせず、よのつきの日に、  
と、二度食くわふ、その食くわふ、飯汁はんじ、小麥の圓子くわんじを、うすき醤油しょうゆにあぶらきこらし、魚と醤當こうとうとひよどとをね  
齋戒さいがいの日に、午時ごじに左ひだり一度食くわふ、但ただし一圓子くわんじ、その日も兩度食くわひて、其數すうをくはふ、燒栗やきくりハツ、燐糊りんご四よッ、  
干柿かんべい十九じゅう枚まい四よッ、パンツぱんつを二度食くわふ、そし東北皮實とうほひじ等とう、かにやすらむすて、あるも見えぞ、齋戒さいがい八は日ひ、  
とて、も魚をも食くわふ、まことに來くわり一いつ事ことに浴おもてなせ一事こともあらざあらざ、これららの食事くわふの外ほかに湯お風呂をも水みずをも飲のみ一いつ事こともななくふ、その攜持けいじ  
袋ふろくみゐれ一いつ所ところへ、銅像どうぞう画像けうぞう、これに供養くわうなすべき器具ぐき、法衣ぼうい、念珠ねんじゅ、此餘このあとはは、書凡しょはん

十六冊、まさ鍔のごとき黄金百八十一彈のごとくある黄金百六十、我國元祿年製の金鍔十八、我國の錢七十六文、康熙錢三十一文等あり、その中書六冊へ、つねに身に隨へて、手と停めずしてこれを誦すといふ物の形體等、つまびらかうあるきむ  
事無用せ故にこゝに寄す

正徳五年乙未二月中辭筑後守從五位下源君美

白石

原印  
君美



西洋紀聞中巻

大地、海水と相合て、其形圓ある事<sup>サカナ</sup>のござくにして、天圓の中に居る、たゞへば、鷄子の黃なる、書き内にあるがごとし、其地球比周圍九萬里にして、上下四旁、皆人ありて居より、凡其地をわろちて、五大州をあそ、一例にエウロバ、漢に歐羅巴と譯す、其はトメ漢音のござくによびーを、西人開て、これ支那の音ヨクロバハとへひーの、漢音の轉じ報れ、二例にアフリカ、漢に利未亞とるなり、俗に奥南壁とへふ地方、即此也、三例にアシア、漢に亞細亞と譯するハ、即此○阿蘭陀鐵板の圖に據るに、以上三大州、共に一國の内にありて地上界とす、四例には、ヲルト、アメリカ、番語ノヲルトとへふは、此にヘ南とヘ五例には、ソイテ、メリカシテとへふ、此ふ漢にヘ南亞墨利加と譯する、即此五例には、ソイテ、メリカシテとへふ、此上二大州、共に一國の内にありて地下界とす、其エウロバ此地方、南はマーレ、カヌセヨム、漢に翻へて、地北は、グルウンランナヤ、漢譯ノ歐蘭的亞<sup>アラニ</sup>ニ、歐<sup>ヲ</sup>セヤ、一例ス、ツフナンテリヨナーリス、漢に伯爾作客海と譯せ、地方也、東は、タナイス、漢に大乃河<sup>タナ</sup>と譯せり、ホントスエキシーノス、漢に黑河<sup>タガ</sup>的湖と譯す、西は、マーレ、アフトランティフム、漢に翻へ

て、大西洋に至る。○アフリカ地方、南は、カアボテボ子イスフランサ、漢に大山とふ地方、猶詳に下に見えたり、北は、マーレ、ニケーテラーニウム、奇名はち地中海、東へ、マーレ、ルーブロム、羅北翻して極海とへふマタカスカ、アフリカ東南海中の島也、漢深い西は、ヲセヤーヌス、エテウピークス、漢に河濱亞諾海と譯をも事へ下に見ゆ西は、ヲセヤーヌス、オホ未亞西方の海也、に至る、たゞ其東北の地、僅に一路ありて、アシアの地と相聯色々。○アシア地方は東へ、ヲセヤーヌス、子ンシス、漢に翻へて諸島の諸島に至り、ヤアバン、リクキウ、エソ等の國をミオ也、ヤアバタナイス、オホはち大乃河、ボントスエギシーノス、オホハチ黒河的湖マーレ、ニケーテラーニウム、オホはちマーレ、ルーブロム、西紅海マーレ、ランチードル、漢に翻へて南海といの諸島、スマアタラ、ロソン等の國をミオ、スマアタラに至り、北は、タルターリヤ、ハサウメタルターリヤは薩摩國、マーリヤは此に海とマーリヤ、オホアハチこれ難難の北海の事をへふ也に至る。○ノラルト、アメリカの地、四海のためにかこまれて、其西北、僅に一路ありて、ソイデ、アメリカの地に相聯れり、其東北海を隔て、すむはちアフリカ西南の地方に相當れり、其東北海をマーレ、デルノルとへひ西海をヲセヤーヌス、ベルヒヤーヌスとへふ

○ワイナ、アメリカの地東南の方、一路僅にノラルト、アメリカに通じ、其正南は、マーレ、テルヌルに至り、海の名也北は、グルウンランデヤに相聯りて、其西北の地、いづきの所より至る事該詳にせず。日本野作等に蓄えり、其東はすあそちマーレ、アフトランティフムにのこめりするはち。

大西洋、

按するに、大西洋地球地平等の圖、其由來る所、いまだ詳あらず、大明、吳中明、萬國坤輿圖に題して、歐邏巴國中、鑑有舊本、蓋其國人及拂郎機人、皆好遠游、時經絕域、則相傳而誌之、積漸年久、稍得其形之大全といふ、我今大西人に遇ひて、歐邏巴鑑板の輿地圖と出して、其説を問ふに彼其圖を見て、こを七十年前、ヲ、ランダヤ人の鑑し所なり、其精妙いふべからず、今へ西洋地方にも、得易からざる所也といふ、そ此ヲ、ランテヤといふハ、即今我國に歲々朝貢する阿蘭陀國の事にて、萬國坤輿圖に、噶蘭地、則蘭地チラシヂとあるして、西洋布地、二島最妙と注せしもの、即此也、

噶蘭地はオホはチタ、ランド、則蘭地ハ  
タ、ランドの属州セーランド即此あり。かくて此事を以て阿蘭陀人に問ひ  
しに、昔本國北人マゴラアンスも併とも天文地理北學に精く、まさ  
舟と操る事と無善くも、六大舶に衣食器械等北物ことよく載せて、  
大洋にうりび萬國と周流も、其舶の風濤北めに敗を一あきば、其人  
物と各舶にわらちのせて、敗を一も北とば、焚棄つ、かゝるほどに六年  
と経し後に餘す所北舶たゞ三隻、本國に歸りぬ、此時に至て萬國山  
海輿地の說、詳なる事を得たり、たゞ南方一帶の地と、ソイテ、アメリ  
カの西北の地方は、猶いまだ詳あらずといふ、今其ヲ、ランド鐵板の  
圖に據りて、萬國坤輿圖、并に三才圖繪、月令廣義、天經或問、圖書編等より  
見え一所北圖を見るる、此等は皆其大略を志るせ一のみ也、亦接する  
に、萬國坤輿圖に、歐邏巴利未亞、亞細亞、南北亞墨利加の外、墨瓦刺泥  
加の一洲を加へて、六大洲とも、其說に墨瓦刺泥係排郎機國人姓名前

六十年始過此峽，并至此地，故歐邏巴士以其姓名名峽，名海名地。其墨毛蠻といふハ即是マガフの番音轉じ記せるにて、亦繆りてヲ、ランド人と以て拂郎機國人とあせし也。さて、阿蘭陀鍊板圖には、南方一帯の地は、いまだ詳ならずして、其地名とたてしにもあらず、又萬國坤輿圖說に、南北亞墨利加全爲四海所國、南北以微地相聯といふ。今阿蘭陀鍊板圖に據るに、北亞墨利加其西北之地方、いまだ詳あらずとす、強て其說を作らるべめらす。

エウロバ諸國、諸國ことぐくある寸に堪々、たゞ西人の

イタアリヤ 漢譯「意太里亞」と云ふ エウロバの南地、地中海上より、其國都をロ

ーマンといふ、ふ也、漢に譯して邏馬國とへふ、此方教化之主都をもる所にして、周國僅に十八里、居るも比七十萬人に及ぶ其俗機巧にして、器と制する事、極めて工緻也、其教化之主は専らナウスの教と掌る、軍國比事に至て

ハ各地下ウクスありて、志を掌るドウクスは酋長也、詳其地中海にコラア  
リウム、ルウアリイを生すといふ、つとも長一とくふ。  
漢譯西齊里亞  
シシーリヤにレシリヤとくひー即此、エウロバ極南、地中海北一島也、此島二  
山あり、一山ハ常に火を出一、一山ハ常に烟を出一て、晝夜絶すといふ。  
接するに、本朝寛永年間、お、に来る耶穌北徒に、コンパニヤ、シヨセフ  
といひ一、此國北人ありといふ、シヨセフ後に正に歸て、寺を  
日本三古衛門とくひ一也。  
ボルトガル漢に譯て波爾社尾爾とくひ、また波爾多加兒とくひも主を福麗都摩等とくふ、  
むか一我俗ホルトガスとモアルトガルともくひ、主を南蠻とくひー即此、  
エウロバ西南海上北地にあり、此國番貨を海外諸國に通じて、づるにア  
シア地方、ガア、マカーラ、マロカ等北地に、其人どわらち置て、互市北事を  
掌らしむといふ、ガアは我俗にゴツとくひ、マカーラは我俗にアマカワ  
我國に通ぜ一事、此國どもて始とも、又天主之法東漸せし事も、此國北通  
せしによれる也、

接するに、ボルトガル人、初に豊後國に来る事は、天文十年七月也。其所ありて、海舶の事と掌るもの、使也。慶長十八年比冬番舶の耶蘇之徒を帶來る事と禁ぜられ、其船と共に焚殺され一挙ありき。同年其人こゝに來れるを、寛永十六年に及びて、番舶の來る事を止めらる。同十七年五月、此國の賈舶來る、其人と併せて焚うる。正保四年六月、此國進貢比舶來り、八月これを押還されき。シヨセフが説によると、妃ハ・イスバニヤの王の女也。ボルトガルの王、嗣など一死して死んで、國に遷し、父母の國に歸る。其妃はらめらる事ありと聞えて、ボルトガルの臣、追王とせめて國に遷し、嗣なし。先王の弟、エイススの侯となりて、先王の姫女を嗣し、イスバニヤの王に譲ふて、其國事を治め。そのうち彼姫女男子をうむ。其子成人の後、エイススの法に難かれて、國に當らむ事を放逐はれど、其子もまた父と同じく、世をのめる。臣民皆勧め遣むれども、きかず。つるにローマの師徒共にす、むろにテウダズ、汝の國を以て、汝の先王にちこへ給へり、おちるをすて、治めざら

む、あかるべからざといふ、こ、に招かて、やむ事を得だして、國に當たり、初イスパニヤの王、此國を治め、より、こ、に至て六十年、ボルトガルの王の後、位に復し、これによりて、我國へも先王の好を續て、再び禮聘を假められし、今をさる事七八九年前の事也。其王の名ドン・ジョン・クリスカルなどいふせどいふ、其事、即ち正保四年六月、此國人のこゝに來れるを、ミー・エバセ。貞享二年三月、此國の賈舶来れり、まさおきを押還さる、此後へ来る事絶たり。

亦按するに、彼方、天主之教、我國に入り一事は、此國北はじめて通ぜし時に、フランシスクス、サベイリウス漢に譯て佛來釋古者とへひ一即此也といふ師也。其舶に駕して、置後國に來るに始るといふ、即是天文年間之事也。まさ彼教、漢に入り一事も、大明神宗萬曆二十九年比春、大西洋利瑪竇が來りしと見えり、其萬曆二十九年ハ、本朝慶長六年ニ當たり、さらば彼教比漢より入りし事ハ、我國に入りしよりハ、相後きる事、六十一年又およべり。

イスパニヤラ・ランドの語には、イスパンヤとも、スペニヤともいふ、即此也。ボルトガル、フ  
漢に譯て伊期把你亞とも、伊西把你亞ともいふ、即此也。

ラ NS ャ等と、地と接て、其属國十八あり、またソイナ、アメリカの地と併せて、漸々に國を開き、ノーワ、イスパニヤと號を、ノーワとは此に「新也」餘皆パンヤと「其後、まさアシア地方、ロクワソとも併せ得たりといふ、ノーワイヒー「此也」ロクリソンの事、客下に詳なり。

按するに、慶長年間、此國始て來聘を、そのうち、呂宋、新伊斯<sup>スコティ</sup>把你亞等の商舶来る事絶す、これら皆此國人比來くる也、番舶来る事を止められに及びて、来らず、寛永元年の春、再び聘と修モ、あれを黙けらる。

カスナイリヤ<sup>カスナイラ</sup>とも「云漢に譯一加西耶」と云ふ、イスパニヤ比東南

にありて、共にこれ與國也といふ。

按するに、此國むろ一より、我に通ぜし事聞えず、但し、我國に始て天主教を弘めし、フランシス<sup>ヨハネ</sup>クス、サベイリウスといひは、此國比人也

ガアリヤまたラ・テンの語に、フランガレキスも、フランガレンゼヨムとも、  
フランスヤも、フランガレイキスもへひ、ヲ、ランドの語にハ、  
に譯シテ佛郎察ハフ、ムカーヴルサとへふ、むかー佛俗ガリヤンヒーは、ガアリヤの轉訛セ一歟、エウ  
ロバ西海北上にありて、イターリヤ、イスパニヤ、ヲ、ラ、ナ、ランダヤ等北地に  
相接す、まことイチアメリカ北地を併せ、漸々に國と開きて、ノーワ、フラン  
スヤと號すといふ。

接するに、此國北商舶、むろ一はこゝに來れりといふ、其事いまだ詳な  
らず、或人北說に、大明北書に、佛郎機國と見え一ハ、佛郎機とも、ボルトカル  
ル也といふ、心得らきす、漢に譯して、波爾杜毛爾與國に、波羅多伽兒志に、  
蒲麗都家、蒲麗都家、世法といふがごときは、すなはちボルトカル也、佛郎機は、フ  
ランガレイキ、フランガレキス等、シテ記譯セしに似たり、フランガレイキ等  
ハ、ボルトカルを譯シテ蒲麗都家ハヒ、ガス、亦接するに、西洋人、大明に通ぜ  
事は、武宗正徳十二年、佛郎機國北入貢と始ともと見えたり、其正徳十

國都名ヲニ  
エンナ

二年は、本朝永正十四年に當りければ、番舶始々我國に來至し天文十年よりハ前なる事廿四年におよべり。

ゼルマニアニヤ、ヲ、ラントの語には、ホーランドイチとも、ドイツとも、エウロバ地方の大國みて、國都をば、ビエンナといふ、此方諸國相推して、其君ビインペラドールと稱す、おきに屬せシホルトス七人あり、インペラドール、ホルトス等スミハ、スミハ、セ、七諸侯などハ、ホルス九人あり、ミハ、ラント人の説に、其君をジケイアルと稱じて、ホルス九人ありミハ、ホルトス七人にして、兵馬最強し、志かれども、兵を動かすに、たやすく、ホルトス一人も議合されば、事決せざるが故也、また國北に近く、地寒くして、塩硝を産せず、常に給る事役ヲ、ラント人に取るといふ。

プランテアルニ、フランテボルコともハ、ゼルマニアニヤ北東北、ホタラニヤの西北にあり

和蘭、呼爲  
ボタル、

ホタラニヤ、漢に波多里亞、またゼルマニアニヤ北東、ホロニヤの北にあり、

ボローニヤ、漢に譯羅亞一て、城城ゼルマアニヤの東にあり、

サクワーニヤ、漢に沙沙瑣泥亞瑣泥亞また沙沙泥亞泥亞と譯す、ゼルマアニヤに相近一といふ、其ある所  
といまだ詳よせず、

モスコービヤ、ムスコムスコビヤともムスコともムスコ、エウロバ東北の地ムスコアリ、其地極めて寒ムスコ、冬時、氷厚きムスコと、丈におよぶ、人馬共に、其上ムスコ往来す、といふ、

スエイチヤ、スエレアとも、スエッチャともスエ、ラントの語には、エウロバ北地にありて、ノールエギヤ北地に相聯る、ノールエギヤハエウロバの極北、冰海にのむ、漢に譯一て、諾爾祇亞諾爾祇亞ともノ、即此也。○西人の說に、スエイチヤの王妃、ローマンに來て、夫主を拜せ一見シりき、その輿從最盛なり一とム、此國も彼女を尊信する所ムと見ゆ、ヲ、ランテヤ、ヲランドともム、漢に賜ム蘭地ムと譯す、大明の書に、和蘭ムを紅夷ムとも、衣を制ムらぞム、毛鬼ムともム、足ム見ムえムものム、頭ムもム紅夷ム、其人ム西北にあり、其人ム多ム蟲ムをもム、其珍寶に貿ムふ、三才圖會にム、其形四面に似ム、國に盛ムければ、安南多ム、セルマアニヤの西北ム、あり、初、ゼルマアニヤ人、海上の小島ム至ムて、漁獵ムし、つるに土地ムと闢ムきて、國を建ムる事七州、イスパニヤに屬ム、其後、イスパ

ニヤの徭役苛酷あるに堪すて、其國と絶り、其國つるに兵と擧てうり、  
隣國とのく相援けて、戰ふ事八十餘年、ヲ、ランド、つるふイスパニヤ  
の十州を侵し奉ふ、諸國もまた兵に疲れて、兩國を和モ、ヲ、ランド、其侵  
せし地を還して平ぐ、其人、水戰を善して、これに敵見るものなし、其陸戰  
のごときは、水戰より及ばず、志りきども、アフリカ、アシヤ數洲の地を侵し  
取りて、國すでに富み、兵亦強く、今に至ては、エウロバ一方比強國也、其七、  
洲といふは、ヲ、アルイフスル、ブリイスラント、ヲルラント、セーラント  
、クルーニンゲ、ゲルトルナント、ヴァイトラギト、其侵取る海外の地は、カ  
アブトボ子スペイ、ゴドロール、マロカ、バタアゼヤ、ノーフラ、ランデヤ、  
ゼイフラン等、これなりといふ、西人の此國の事を説き一時、猶下に見ゆ但一ヲ、ラ  
ものあれバ、このには嘗て一ぬ、

接するに、此國始々此に通ぜしは、慶長五年の事也、エウロバ地方の國、

むろしより、其貢聘の絶ざるも北へひそり此國のミ也。

アンゲルア、アンゲリヤともいふ、イタリヤの語に、エンゲルタイラともいひ、ラ、ラン  
ド人は、インゲルトともいふ、漢にノマダ、波羅勃刺亞ともいひ、諸尼刺亞とも譯  
す、むかし、我國にて、インガラテイラともいひ、まこダレホロタンともいひ、俗にはイギリスともいひ、オルはちこれあり、エウロバ西北北海中に  
二大島あり、此國并にスコットヤ、一島の地にわたり、アンゲルアハ、其南にあり、其一

一とつす之名も申う又おと帝城や大其本千國ららを云字來テ日癸度  
標校の云かへ耶、國候から又王き、國が名り一の國人んん格通うイ狂長  
上者事九ミ逐ギツーブされば云へめ「王を呼云以王國國が譯書國カ四年  
文此也月も書り有ツれもぶら、いきめ居ん、來に三志ふり」番使ラ四年

島は、イヘリニヤの國也、此國海中ふあるによりて其俗舟を操る事甚善  
くして、まさ善く水戦に習へり、ヲ、ラ、ランド人、海外に通ずる事或得しも、  
初、此國人、ぞ一へみちびきしによりて、つゐに海路よ熱せし也、此方諸國  
の賈舶、其水戦を善する事少、あひ畏き、此國人と號して、海賊也、其君  
大よ差惡みて、國人みだりに外洋に出る事をゆるさず、まさ此國、もとよ  
り天主と尊信して、其教教奉す、近世に至て、其君、正妃と廢して、寵妾をた  
れ、天主の教、もと他祀と以て大戒とし、此方教化の主、其破戒の故により  
て、此國と絶り、其教を奉する諸國も、まさこれとたつ、ヲ、ラ、ランド人教絕

一も、まさ此時の事也といふ。

接するに、本朝慶長比五年、此國始てヲ、ランド人と共よ、我國に通す。十八年の秋は、はじめて貢聘を、明年にまさ来れり、其後來る事未詳、延寶元年五月、我國漂流の人を送り来る、七月より至て其國より歸れり。スコツテヤ、ヲ、ランドの語にスコットランドと譯す、エウロバ西北海中より、アンケルアと、共に一島の地にわかれさつ、其國アンケルア比北ふあり。

イベリニヤ、ヲ、ランドの語に、イ、ルラン<sup>イ・ルラン</sup>、漢に喜百泥亞と譯す、エウロバ西北海中にありて、アンケルア、スコツテヤ等の國<sup>カナガ</sup>よ、相逼<sup>カナカ</sup>近<sup>カナカ</sup>し。

ケルウンテンテヤ<sup>漢譯前に見えたり</sup>、此國の極南は、エウロバの北海より至り、其北地は、ソイナメリカにつらなれり、此方寒凜極めて甚しく、人物を生せず、ヲ、ランド人、海鯨と逐ふて、此地に就て捕るといふ、ヲ、ランド人の説ふむかし、本國の人相謀<sup>カナカ</sup>して

衣食器械、寒をふせむべき物どもを備へて、此地に就てとゞまち、かくて、明年小至て、本国の人まご至て見るに、其人坐するものハ坐ながら死一一起つもれい、起るから死一にて、一人も生活するもれんく、其肌肉、乾膾れどくろ一て、腐爛せび  
其地寒凍れ甚一き、かくれどくろるる至るそくふ

大凡、エウロパ地方の諸國、其君を立るに、其嗣<sup>子</sup>するべきもの、すでに定まれるべ、論するに及ばず、も一嗣<sup>子</sup>いまだ定まらざるは、臣民、各其嗣<sup>子</sup>とすべきものゝ名を立るゝて出を、其あるせ一所の數、多きものを以て、其君とを、君其臣<sup>子</sup>は官と命するも、亦これに同じ、臣民薦<sup>すすめ</sup>むるもの多き人と舉用ふ、君取てミブから一官を命する事もあるとをす、君をつてだよくそへば、周の六卿のどんに、をの／＼其事を掌をう官長をとて、治め一が、國人との官長を撰ぶ事、此方諸國、君をこつる法のごとし、又シセフが説くるに、エウロパ地方レニサセヌワのどきは、國こ予りて、一人を擇びて、國事を治め一むる事一年毎年に其人を此方諸國、君代ふるどくふ也、レニサセヌワ等の國、ハブキの町にありとく事ハ不詳、此方の諸國、君長の位號數等あり、其上等を、ボンテヘキス、マキスイムスといふ、これ第一無上等の義也、ひとりローマン教化之主一人のミ、此號ありといふ、此方の諸國、天主之教と尊信するが故ふ、此號を以て、其人と推稱すると

みえり、其次は、インペラドール、こ水漢の帝とくふおがどじセルマ、其次是、レキス、ニンゲレア等の國君のごときこれ也とくふ。其次は、フレンス、の號也とくふ、其說をきくよをとへば、漢の大將軍のごときをくふ、歎チ、ランド、イスパニヤ、相戰ふ時よりアンゲレアのレキス、其國の兵をひきむ來りて、ヲ、ランドのフレンスとなりて戰ひ一など、べふ事。其次は、ホルスト、あれ、フレンスに次ぎ一所の號也、セルマニアも屬せし七國のあり、其次は、ホルスト、生に此號ありとくふ、こ北又漢の將軍の號あるがごとくある歎。其次は、ドウクス、これ、ホルストに次ぎ一所の號也、イタリヤのごとき所在をのく、其兵を稱するこれらに屬する所、まさとのく、其位號あり、去とくふ、かくふらべし、萬國紳輿圖を挙ぐる、歐羅巴州の諸國凡有三品、其上は、教化を興すシベラドール、レキス等のごとく、其次は、専ら兵戎を治むとくふハ、フレンス、ホルスト等のごときを其方よりて、稱する所同じぬ歎。此方諸國の俗、大ふ同じけれども、亦少しく異あらざる事あとはす、たゞ其ゼルマニアヤ、スウェイチヤ、ヲ、ランド等地方の人は、髮黃に縮り、瞳子白し、ムスコーピヤ地方の人は、モアル人よ似たり、此方相尚ぶ所の教は、皆あれエイズスの法也、たゞラ、ランド人のミルテイルスの徒也といふ、エイススは、漢に耶蘇と譯す。

校者云披髮  
に被髮の誤  
ならむ

むかし我俗にゼスとへひ一これ也ルテイルスは其法の異端也とへふ、ヲ、ランド人の説  
より方各國冠制異同あり皆玉を以て飾りたりたゞあ是國君即位の時に用ふるのよよのつ  
林は皆と披髮を以て禮とす被服のどきは皆本国に相同じモザル人とへども本國の  
制に大小異なるもあらば地方北ヨ近シテ氣候寒多しこれど土壤肥沃にて庶物豐  
饒也、たゞイタリヤ、イスパニヤ等の地方縮に此方諸國の方言同じからず志られ  
宜し、其他は縮あく一て大小秦に宜一といふ、此方諸國の方言同じからず志られ  
ども、其大約三例み出す、一例はヘイペレイウス、二例にテテン、三例にギ  
リイキス、またヘレワキスともいふ、大事を記すよハ必ず此等の語を  
用ふ、そのヘイペレイウスといふは、エデヨラの語也、エデヨラとは、テテンの  
ふはエデアとへふ漢語如德亞と譯す、おれ也、此古の國名、其國今ハ滅びこ  
り其國人の子孫諸國々散在して居るものを、ヨーロ人と稱するへふあり、テテンと  
いふは、古の國名、今はその地詳あらず、ギリイキス、またあれと同じ、その  
中、テテンヨ至ては、此方語音に相通せずといふ所なし、されば諸國の人、  
これを學びすといふものあらず、又諸國用ゆる所の字體、二ツあり、一例  
は、テテンの字、二例は、イタリヤの字、其テテンは漢字楷書の體あるがご  
とく、イタリヤの字は、漢に草書の體あるに似たり、其字母僅に二十餘字、

一切の音談貫けり、文省き、義廣くして、其妙天下に遺音あり。其說小漢の文  
の人ふあらざては、暗記すべらうが、まうきども、猶聲ありて、字などありは  
うばまことへども、盡きる所あり。徒み其心力を費すのとく。其古をと習  
ふの學、ガラアマテイカといふへ、梵ふ懸雲あるがごとく、其聲音を習レト  
ーリカといふへ、漢に文章あるがごとく、其語を代えずて、言を記。此餘、天文、地  
理、方術、技藝の小しきふ至る迄、悉皆學あらずといふ事あるしといふ。

アフリカ諸國。

トルカ、イタリヤの語、トルコといひ、他邦ふべツ  
トルコといふ、漢ふ譯せし所、まど詳ならず。此國、其地甚廣くして、アフリ  
カ、エウロバ、アザアの地方につらなり。國都は、古のコウスタンチイの地、  
古の時、ローマの君地を避け一所也といふ。コウスタンチイ、まコンスタンチイともいふ。  
漢譯未詳。アフリカの地、ペルバアリヤの北、マーレニゲーテラーニウムに近き所もあり。ペ  
ルバアリヤは、漢る巴耳巴里亞、また馬爾馬刺加と其俗、タルターリヤに  
譯せマーレニゲーテラーニウムハ、即ち海也。疑難國、すむちひと  
しく、勇悍敵をへららず、兵馬の多き事、一日みて、二百千を出す、をいふ。  
日を歴るにおびては、其衆はうるべからず、エウロバの地方、その侵凌

不堪として、各國相接てこれを小補ふといふ。

按するに、其説ふ、アフリカの地方、ことぐくこれトルカふ属も、まゝ東北は、セルマニアニヤに至り、東南へ、スマアタラニ至るといふ、またヨセフが説によるに、此國、ボルトガルふ相隣きりといふ、また、ランド人ふ此國の事を問ふ、其地、東北タルターリヤに相聯る、或も其種類也といふ、さらば、トルカの地、西北へボルトガルの地よ相接し、東北へ、ムスコーゼヤの東に至り、ムスコービヤ、セルマニアニヤの東北に、たゞ其東南海を越て、スマータラニ至るまで此國ふ属もといふ事心得られず、又其大國さる事かくのぞとし、萬國坤輿圖等の諸説、此國の事に及ばず、漢譯まゝ詳あらぬ事も心得られず、核だるに、萬國坤輿圖より利未亞州大洋國ありて、馬爾馬利加の地に近し。其大耳毛、或ひこそトトルカの音轉じ能見る歟、また都爾の字を注して其下の字漫滅せ一節あり答本を得て考ふべき事なる歟。カアブトボ子スペイイタリヤの語、カアブテボ子イス、ブランサとヘヒラ、ランカアブトボ子スペイイタリヤの語、カアブテボ子イス、ブランサとも、カアブトボ子ス

未詳、其地は、すみえち漢に大浪此角とあるせー所也、按だるう、萬國坤與國の仙勞冷祖島ア  
島の地に屬アハ布刺アとく云あり、カニアブの音轉り、訛りて、仙勞冷祖島の地名アすらに似たり、ア  
アリカ極南の地アあり、虎豹獅子禽獸之類最多ア、近世ヲ、ランド人、其  
地を併得アしといふ、ヲ、ランド人の說をきくに此地を併せ得一もはあらば、此方海  
船をど々むる常所、  
あらなりといふ、  
マタカスカ漢う、麻打曷失局と譯ア、エニ仙勞冷祖島とア此也、アフリカ東南海中の大  
島也。

按するよ、萬國坤與國利未亞の地、七百洲ありと注して、此方の名山大  
川其大略ア志るは、ローマ人、ヲ、ランド人等ア說く所も、此方の土俗  
人物等ア詳あらず、おもふよ、此方トルカの地ア係りぬきば、エウロバ  
人至るもの多くなくて、其事アまだ詳ならぬ歟、たゞそのカニアブ、マ  
タカスカの地ア、ヲ、ランド人說くところへ、其人禽獸アひとアといふ、  
ヲ、ランド人、マタカスカに至て、其地產アどち、土人畏避アけぞ相近りア、飲食の餘アすつ  
るを見るうおふびさいア、またもそぎに來てく麻食ア、ふぞの廢棄する事ア、かとのどアとく、

アシア諸國

ハルシヤ、漢す、巴爾齊亞、蒙古巴兒西と譯  
す。我俗はハルツと云ふ。此也。インチャヤの西、アフリカ地方の東につ  
らなれり。モアルの属國也といふ。

按するに、此國出す所名產多し、ヲ、ラント人の説よ、天下良馬と產する地、たゞ日本と、ハルシヤとのミ、萬國の地、およぶ所にあらずといふ、本朝慶長年間暹羅、柬埔寨等の國、聘と通じて、志きりに馬を賜らひ事と望讀ひ一事あり、さらば、ヲ、ラント人のいふ所誣すといふべし、モゴルモギル漢カム英イギリス曰クルは莫卧爾モガルと譯す、威俗ウソク此方の大國也、されど殊時相接して、兵革の事もまさ絶す、ベンガラ、サラアタ、インド、コントラント等、其屬國也、コストゴルモンテールといふは、其海港の名、番舶輻湊の地也といふ、ベンガラ下に見えたり、サラアタ、漢譯ホーリー曰クル詳ハシマツ此也と、成入歸蘭山即此也と、ふ心得ハシマツ、印度、コストゴルモンテールは、コストとは、ニに海邊と、ふ聲ハシマツと、以下に地名也と、ふ漢譯未詳。

接するに、其説よ、天下の宗とする所の教法三つ、キリストヤン、エイエス  
カリシタン、ヘイアンおこあれをセントティマアノメタン、おれ也、そのマアノ  
モウル此也、ヘイアンも、カントメイ等の地、各色布帛を出す、即今布帛の類、その地名に属れるものありは、トメアルの所より來れるに止れるセナウル、サントメイ、漢譯ハ  
メタンは、モゴルの教にして、アフリカ地方、トルカもまた其教を尊信すといふ、おもふに、これ漢三四回の教といふもの、或は是也、或人説よ四  
モウル心得されど萬國坤輿圖を按ぎるに、莫臘見西四、其地相去  
事遠ム一、阿蘭陀鐵板の圖、ハ、西四とくふもの、づまびらかならず

ベンガラ榜着剣とも、旁着服とも、捨葛蘭とも譯せり、古の東印度の地也、其地、各色布帛藥物等、私出すといふ、即今ヲ、ランド人齋來りて賣る所の布帛も、  
インデヤ漢譯ハ、帝亞とく、此國の名も係れる物あり、これ其産也、所

西印度の地也、今ハ五所のインデヤ、古にありて、西天竺の地方ナアは、其西海の地、在て、番舶輻湊の所也、ホルトカル人、其地、據  
りて、立市の事を管す、ナア、漢に財主と譯す、我俗マルバル、ヤウル、サントメイ、皆  
是古々に属する所の地名、而て、其俗モゴルに似たりといふ、マルバル、昔を  
モウル、ナアの南にあり、ナウル、サントメイ等の地、各色布帛を出す、即今布帛の類、その地名に属れるものありは、トメアルの所より來れるに止れるセナウル、サントメイ、漢譯ハ

さと詳  
からだ

按するにはじめ、ボルトガル人、アの地ふ據りて、つゐよ廣東海港の地と僭て、其人假きうち置て、海舶の事を管せしむ、本朝慶長元和の間、或ハ西域國總兵巡海務事と稱じ、或ハ西域國奉行天川港知府事と稱じて、歲々に朝貢せし五和天川の人といひしは、即是ボルトガル人のこきらの地もありしものども也、五和ハ、即ゴア也、天川ハ、即阿端港、番語マカセイファンマカセイファンとも、錫蘭國とも、翠藍嶺とも、齊雅とも云ふもの、廣東の海ロにある地名なり、セイファンセイファンとも、サイロンとも、ナイロンとも、シヤロンとも云ふ漢語譯して錫班、インチャヤ、南海の中にあり、海よ近き山麓よ、佛足の跡猶存す、或は佛涅槃の地これ也といふ、其俗モタルヨ同じくして、其地真珠、寶石、肉桂、樟榔、椰子等と產すといふ、接するに、此國の南地よ、ニルンボと稱する所あり、其人色黒し、漢よいふ所の嵬翁奴、或はこれ也、ヲ、ランド人の說よ、凡そ赤道よ近き地の人、ことぐく皆クロンボよして、其性慾ならずといふ、其クロンボと

いふは、コルンボの音の轉ぜりよて、その人色黒れといふ也。クロレとへ  
ふ、されど、近俗、人の色黒きを、クロ  
ボとへふひもとこき番語より出づ。

スイヤム、ヤム、まこはヤムローともへ  
ふ、漢の羅と譯す、これ也。古の時、暹と、羅斛と、二國あり、大元至正  
の比、羅斛人、暹と合せて、一國となれり、スイヤム、マニヤムともいふべし。  
なはち暹の番音也、其地、南方にありて、氣候熱甚しく、たゞ其冬月より至る  
時、夜稍涼し、其人蝶髻裸躰襟帨と用て腰を束ぬ其産する所の物は、藥物  
皮角の類也といふ。

按するに、本朝慶長年間、其國始て通す、元和寛永の間、其王志たり、金  
葉の書を、我俗に「金札」とへ奉て、聘問す、今ふおむては、たゞ其商舶の来る  
のみありて、歲々に絶す。慶長之初、我國の人、か一ころゆきて、はるゝ其王臣となれ  
た、をさらが子孫猶令  
も其國にありといふ。

附

占城、我俗ヤナンハとへふ、番カシナ東埔寨カニンガ、甘李智、滅浦只演那察皆同じ、二國共に暹羅の東にあり、大泥タニ、我俗タニとへふ、番名ハシモト未詳、暹羅の南にあり、本朝慶長の初、ともに我國よ通す、たゞ占城は、其王の聘せ一事聞えず、東埔寨の歲聘は、寛永の初よかよべり、今はたゞ其商舶の来れるのみなり、此等の國ハ、西人よりまざる經聞かざり、されど、昔我國に通セイセー所あるきハシモト、よ附す、  
マロカ、マテカモトカ、モタハモタハ、テヤテヤとへふ、漢ハニ、滿ムン、剌ラ加カ、カニンガ、麻刺加マニカ、スイヤム、西南の方、海よのうちめる地ハシモトあり、此地もとボルトカル人據る所、今はヲ、ランド人よ屬すといふ。

按するに、本朝慶長十七年二月、ヲ、ランド人奉る書よ當時カステイリア人と、マロカに戰ふ事と載り、さらば、此地もとカステイリア人の據り一所哉、ヲ、ランド人戰逐ふて、つるよみづらこゝに據りとみえたり、カステイリアは、をなむちカステイア、ボルトカルの與

國也。

スマアタラ、シモニンダラ<sup>シモニンダラ</sup>ハ<sup>ハ</sup>ふ漢<sup>ハ</sup>須門<sup>ハ</sup>那<sup>ハ</sup>彌文<sup>ハ</sup>達那<sup>ハ</sup>蘇本<sup>ハ</sup>中  
ふあり、わづるにその東北海と隔て、すなはちマロカの地也。此國、直に赤  
道の下みあさきり、春秋の二分<sup>ハ</sup>、日影を見ず、春分より秋分<sup>ハ</sup>至て、日  
影南<sup>ハ</sup>にあり、秋分より春分<sup>ハ</sup>至て、日影北<sup>ハ</sup>にあり、氣候極めて熱く、たゞ夏  
冬<sup>ハ</sup>其熱甚一からず、人皆裸躰にして、色黒く、俗まさ遷羅<sup>ハ</sup>似たり、其  
地黃金<sup>ハ</sup>と産を、ラ、ランド人、これどもといふ。

ヤガタラ、<sup>漢<sup>ハ</sup>巴<sup>ハ</sup>まこ交都<sup>ハ</sup></sup>アタラ東南海中にあり、此國をベ<sup>ハ</sup>ヤウ  
ワといふ。<sup>漢<sup>ハ</sup>巴<sup>ハ</sup>等<sup>ハ</sup>古<sup>ハ</sup>即此<sup>ハ</sup>ナリ、</sup>ヤガタラハ、ラ、ランド人據る所の地名にて、其治城ハ、バタアビヤにあり、<sup>漢<sup>ハ</sup>未詳、圖書編闇<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>、</sup>下に濱<sup>ハ</sup>途<sup>ハ</sup>あり、或<sup>ハ</sup>此歟、古<sup>ハ</sup>よ<sup>ハ</sup>、南<sup>ハ</sup>さる事  
十四五日程、ヤワに至る。即是本國の主都する所也。其主をば、スヌーナム  
と稱を、其俗髮とかうぬり、薄記布に、糊強くして、頂ふ經ひ、袖窄き衣に、短

た袴を着く、地方暖にして、數一歳より再熟し、庶物まさ豊衍あり、おきによりて、其人飢寒祓走らず性また懶ある事甚し、ヤシガタラもとボルトガル人のために據らる前九十餘年ヲ、ランド人こそと戰ひて、つるゝ其地とする、本朝元和九年癸亥の事也、今ヲ、ランドの治る所よ、漢人の來り寓するもの、三四萬人ふ至るといふ。

按するに、慶長の比ヲ、ランド人、バンタンより往來の事聞ゆ、バンタンは、すなはちヤワの地名、漢より板淡と譯する所也、亦今毎歲あゝに来るヤガタラの人といふものは、其國人にはあらず、漢人のかしこふ寓するものども也。

ボル子ヲ、ボル子ヨリまつゝボルノチル、漢スマアタラの東、ヤワの東北にある海岛也、土俗スマアタラに同じ、其地水精、龍腦等後産すといふ。  
マカサアル(漢譯未詳)、此セレベスの南地の名也、センベスは、漢より譯して食が百私といふ、ボル子ヲ東南海中にあり、土

俗スマアタヲ同ジ、黄金、檀木、等を産すといふ。

附

マカサアルの東北海中より、メンダナヲといふあり、アンダナヲ、漢名若答關、明大〇と譯す。此餘海島諸多し、皆これ西人の説き一所にあらずして、其事詳ならざれバ、こゝに志るさず。

ロクソン、ロソンともいふ、漢名呂宋と譯す、俗名は、ルスンナイナのカンタン北南海もあり、チイナハ支那也、カ其國の南土とべ、マテヤといひ、またマ子ナともいふ、之子ラ我俗マシエイラと古の時、其主あり、近世以来、イスパニヤ人併せ得て、其人役して、國事と治めしむ、其西南の地より、銀を産する山あり、イスパニヤ人來り採らしむ、チイナ人來り採るもの拾貳萬許、またヤアバンニヤ東南海中に、金銀と産する島あり、ヤアバンニヤハ日本なり、東南洋本島也、まだ詳ならざ、またヤアバンシスすなはちの子孫、此國はあるもの、すでに三千餘人集り居て、聚落

とを、其人、本國の俗と雙せず、土人は、双刀と腰よし、出る時は、槍杖執ら  
しむ、其餘も皆一刀と帶ざるはなし、イスバニヤ人去れ役御するに法ありて、安  
ふ國中に出行く事と聽さず、前四年、ヤアバンダス、風に放されて  
こゝに至れるもの十二人、イスバニヤ人彼聚落<sup>タカサゴの來也</sup>と號して、居らしむ、此國の  
北は、すおへちフルモーザ<sup>耶今</sup>タルモー<sup>臺灣</sup>也、  
所、今はチイナに屬すといふ。

按、慶長年間、志きりに我國より<sup>シム</sup>、宋國といふは、みあられイスバ  
ニヤ人のかしこにありしもの、使也。

ノーワヲ、ランナヤ、海南にあり、其地極めて濁し、今はヲ、ランド人併  
せ得たり、これによりて、ノーワヲ、ランナヤと名づくといふ。  
此地の事ヲ、ヲ、ランド人よとひーに、此地ヤガタラより南よさる事四  
百里許、これ我國の里數也よりて、ハ本國の人ははじめてこゝに至る事能得たり、其

土極めて潤ト、其人禽獸比ごとくにして、言語通せず、蛇氣甚熱くして、  
おゝに至れるものども、病ひ一死もて、生殘るものわづらになりて、歸  
る事と得たり、ノーワラ、ランナヤと名付一事は、其地を併せ得たる  
の義にはあらず、本國の人、斬たよもとめ得し所なるが故也といふ、此  
詳なる事は阿蘭陀の事也  
セーものに見ゆれば、嘸す。

接するに、其人の言に、ナイナといふへ、即支那也、タルターリヤといふ  
へ、即韃靼也、ヤアバンニヤといふへ、即日本也、此等地方の事、其經歷せ  
一所ふ係らざれば、其説の志るをべき事もあし、萬國坤輿圖に據るふ、  
韃靼の東方、海に至るまでの地を圖して、狗國、室韋、野作等の國、其地ふ  
ありと見えたり、阿蘭陀鏹板の圖ふ據りて、阿蘭陀人の説をきくに、エ  
ソ、エソ、漢の譯にて野作とへ云、俄の北地、タルターリヤよ相聯するや否、いま  
だ詳あらず、本圖鏹板の圖にハ、エソ東南海口の地のみを圖して、此海

口に至て、あゝよはふ所のマスに似る魚多く食ひ一事を、注一たりといふ。こゝとは即我國をへふ、マスる故たる魚と、またラ、ランド人に問ふよ、ラ、ランド地方より此よ来るよは、其北海より去りて西し、アフリカの西と經て、カニア地方に至て、東に折れ、アシア南海を過て、カタラに至り、こゝよりまた北して、スマアタラ、ボル子ヲ等の諸島と過て、東北の方、我國よ至る、其行程とはうるに、凡一萬二千九百里よ及ぶといふ、これまゝ我國の も一ラ、ランド地方より、北に去りて、東よ轉じ、北海を経過て東し、北海のすまえをタルターリヤマーリヤ、南に轉じて、此に来らば、行程ニづくに三四千里に過べうちず、おふを告一みたり、此路にはよらざるやといひに、其人のいはく、誠に然也、今より三年の前に、アンケルア人、エールムダンペイルといふものありて、身をづら北海と越て、東洋に至りしといふ、我方の人、其事を難じて、天地の北日光到

らず、海常に暗く、潮甚急也。そのいふ所信すべからずといふ。彼人これを憤て書作りて世に行はんとす。もー其書成りて、其言信すべくは、本国の幸、あれに過べからずといひだ。これ正徳二年、其後また此事を問ひしに、去年、彼人死して、書もまたいま成らざりきといふ。これ正徳四年、去れらの説に據るに、萬國坤輿圖に見えし所、盡くに信すべからず。

ノラルト、アメリカ諸國。

ノーワ、イスパニヤ。漢語新伊西把底亞と翻譯す。我國の俗語ノヲバイスピニヤ、まゝはノビスパンヤともひー此也。ノラルトアメリカは南北にあり、こゝを過て南をる時、すあはちソイナアメリカの地也。イスパニヤ人併せ得て、新さに國を開き一所也。其海口アカブルコといふ地、番舶輻湊、人民富饒之地也といふ。

接するに、本朝慶長十五年、此國の舶、逆風ふ放さきて、我國に漂來る。其舶と修め整へしめて、還さる。同十七年七月、其國入聘して、恩と謝す。此

のボイス  
カヘセ所とテラの文教西注は者者南  
リ移るるへと西ナ注は者者南  
セを旁へにのう云なガニル  
ラ上書ふ云タカ、此リ

年、我國の商舶も、かへこみゆく、今へすなはち絶さり。

ノーワ、フランスヤ、漢に譯て、新  
佛郎察といふ、ノーフルトアメリカ東北の地より、其地  
甚潤し、これまたフランスヤ人併せて得て、斯古に國を開き一所也といふ。  
按するに、此方の地、極めて潤く、其俗、木石と共に居り、鳥獸と共に羣む。  
エウロバ地方の國々、その地を併せて、新古に國を開きし多し、ノーワ  
イスバニヤ、ノーワフランサ等の外より、ノーワ、カラナ、タ、カラナ、タ、漢  
ラダ其本國ハ、エウロバ地方イスバニヤの南地中海の上に在るあり、ノーワ、アンタルシア、番西亞とへふ也。本國ハ、エウロバ地方カラナのごとき、皆、これを也、ヲ、ランド人の説ふ、アメリカの  
地、六七月の比、麥を收むといふ、志かきとも、各國の風土物産等、いまだ  
ことぐく詳ならず。

トイデ、アメリカ諸國、

バテシリヤ、バテシリヤをもへふ、漢トイデアメリカ東方の地なり、其地極め  
る伯西兒を譯す、即此、トイデアメリカ東方の地なり、其地極め

て荒瀬みて、東南北の方、ことごとく皆海み至る。其俗木は接み、穴に居て好々人を食へり。其北海の中、セントヘンゼントといふ小島へ、タンバコを出す所也といふ。セントヘンゼントは漢譯未詳、タンバコは漢に波打接するよ、秘府ふエウロバのクラントあり。ヲ、ランド人、此國人と戰ひ、勝ち一事を志るせ一見也。其注する所ふ據るに、エイズスの教、此地方にも行はき一也。クラントはエウロバの俗も凡そ事ある時い、其事を圖注し、筆板にて、世る行ふもの也。

附

萬國坤輿圖ふ據るに、南亞墨利加、巴大溫パ・ダ温の地へ、長人國也と注せり。ヲ、ランド人ふ此事を問ふに、むろし、本國の人、此方の南海と過ぎ一に、そのバタニアラスの地ふ至て、人をして小舟に駕し、水口より訴えて、其地を見せしむ。久しくして歸らず、海岸にのぼりて、はるるに望むふ、荒瀬にして、見る所あく、たゞ沙頭に、大きな屋の内ふ、火と焼きし跡

ありて、其邊より人の足跡あるが、よ此つ船の人の足、二りと合せ一不と  
ふて、兩足相去れる間も、これにかあへり、此故に、此地の人、長大ある事  
をば推し知れり、始つかへせ一人も、つるに縮る事を得ず、又此地の人  
を見しにもあらずといふ、そのバタゴーラス、すおへち漢に巴、大溫と  
譯せし所也、また萬國坤輿圖に、此方李露國産香、名巴爾婆摩、樹上生す  
る初、刀と以て、<sup>ラジナ</sup>之油出、<sup>ラジナ</sup>尸不敗といふ、すあはぢあれ西洋地方より  
出る所バルサモといふもの、此樹油也、ラ、ランド人に、此物と産毛る  
地を問ふに、ベールイヒヤノムといふ、漢に李露と譯せし所にして、巴  
爾婆摩、すおはぢバルサモ也。

附

當時エウロバ地方、ことよく戰國とあり一事ハ、初イスパニヤの君、名  
はイノセンチウス、トーテーシムス、嗣とすべた子ホー、國人は、セルマア

ニヤの君の第二の子名は、カアロルス、テルチウスがあらず其嗣とあるベーとおもひより、これは、セルマニアは、此方の大國にして、志うも其君の子は、イスパニヤ此君の外姪あるが故也、イノセンチウスはイスパニスは、こゝに第十二世とへぶがどく其國の大祖より、十二代にあらざる君なるをかく稱せらるべ、此方の俗也、カアロルスは、セルマニアの君の子ル名也、テルチウスは、あゝに第二子といふ。十年前よりよびて、本朝元禄十三、イスパニヤの君死する時に至て、其嗣いまだ定まらず、其親戚群臣に遺令して、一封の書とぞゞめ、我死せば、此書拵捧けて、天主像前より至て、披らた見よ、我嗣の事へ、これに志るせりといふ、國人其書を捧げて、ローマンに至て、天主の像前よりて披き見るに、フランスヤの君の孫、名は、ビリイフス、クイントスを以て、嗣とモベシとあるし、クイントスは、に第五子とへぶがどす、されど、其君の命ぜ一所なれば、敢てたがふべからず、フランスヤの君の孫をひりへて、君として、其冠とわたも、世を繼て、位につく時に、先世より相傳し、セル

マニアニヤの君悦びすして、其第二子を納むとす。ローマンのホンテヘキスマキスイムス、トーネーシムス、ホンテヘキスマキスイムス、あくに最第一無上一テーゼムス、あれも其祖師より第十二世なり。ゼルマニアニヤ、フランスヤ北君ふ説きて、相平がもしるに、ゼルマニアニヤ北君、其言を用ひず、つるにレヲボルースをして、水軍四萬の將として、レヲボルース、其將軍の名、其子をイスパニヤふ納る。其國のホルトス、ことぐく皆兵を發して、こきに志たがふ、属國の君號なり。イスパニヤ人、兵三萬隊發し、フランスヤ北君、援兵四萬を發し、すべて水軍七萬、こきを説せぐ、ヲ、ランド人、アングルア人、ゼルマニアニヤをたすけて、兵を發す。イスパニヤ、フランスヤ等の與國も、まことに、其兵隊發し相々をけて、或は陸戦ひ、或は水戦ひて、其戰やまず、すでよして、六年の前、ゼルマニアニヤの君死し。本朝寶永元年甲申五年の前、ホルトガルの君も死す。これイスパニヤの與國なり。兩軍水陸の兵、戰ひ死るもの、すてよ十八萬人ふ餘り、又ボローニニヤ

の君死にて、アランデアルコ、リトアニヤ、ゼルマニアの三國、其國とあらそひ、ボローニヤ兵、戰死をるもの七千人、ゼルマニアの兵もまさに戦死するもの二千人より及びき。此戰の事は、其詳説ならダリトアニヤもまたつまびらかならず。またムスコビヤ、サクソーニヤ、相くみて、スウェイチヤと戰ひ、ムスコビヤまたトルカと戰ふ。凡十年の間、諸國ことなくまだれて、此方の人、其生と死すくせず、我共よ來らむとも。始て北朝寶永ヲランスヤより船ふうろひ、カナアリヤにゆるむと見るに、アンゲルアヲ、ランデヤ等の兵馬廿萬、其戰艦百八十隻、チベリタイラにみちて、ゆく事を得ず、ゼルマニア人に説きて、エブリにまぬのを見て、これを過ぬといふ。カナアリヤは、ロバの海面にありて、フランスヤに屬す。チベリタイラは、ホルトガル、トルカ等の海面にあり。

**續**前説ハ、これ庚辰より丁亥に至る、凡十年の間の事也。それより後の事ハ、ヲ、テンド人の説を、こゝにあらわす。

己五年四月、本朝寶永ヲ、ランド人、フランスヤ、イスパニヤ等、人と戰ひ、一六年なり。

五年四月六年なりテ、アンドルフランスヤイ

萬餘人を斬て、フランスヤの地、レイセル、バルケ、タツル子キの三城を取  
る、ヲ、ランド人戰死するものも一萬餘におよべり、庚寅年本朝寶永七年なり四月、  
ヲ、ランド人、イスパニヤ人と戰ひ、五千人餘を斬て、三千人と虜にす、六  
月、ヲ、ランド人、フランスヤに攻入りて、一萬三千人と斬り、四千餘人と  
虜掠せ、ヲ、ランド人も戰死せるもの一萬千人餘、つるにそのドーウイ  
ベト一子、セントマヌン、モンス、四城を降しつ、辛卯年本朝正徳元年也七月、ヲ、ラン  
ド人、フランスヤに攻入りて、其國都パレイスと去る事四十里、アヨムの  
地を取り、つるにセルマイニアニヤ人と共に、イスパニヤ人と戰ふ、此年八  
月、トルカ、タルターリヤの兵、ムスコーピヤと戰ひて、さきにそのために  
侵し奪れ、トルカの地と復せ、又此年秋、スエイイデと、ディスマルカとの  
かゝこの地をうしなふ、ヲ、ランド人、ディスマルカを援來りて、つる

漢語錄那瑪加爾者云此數字一ノマルヒテ記一ノマルヒテノ旁ニ上にありニ

に兩國に説てたいちが志む、此年、ディヌマルカそのうーなひー地と復すべきためよ兵を發す。壬辰年、本朝正徳二年なり。此年の春、アンゲルア、ヲ、ランド人、トルコ、ムスコービヤふ説て、相たいちがーむ。四月、ヲ、ランド人、ゼルマニアニヤ人と共に、イスバニヤ、フランスヤ人と戰ふ。その軍をのく十萬人、敵抜斬る事凡一萬餘、ヲ、ランド、セルマニアニヤ人の戰死するもの九千五百七十人、とのく軍を引く去る。七月、ヲ、ランド人、フランスヤの地、クイノと攻取り、つるにマルセ子此地に入り、戰ふ。敵よく拒戰ひ、勝ことを得ず。軍を引て還る。かくて、此年以來、セルマニアニヤ、フランスヤのうちみによりて、與國とのく其兵につられ、兩國に説きて、相たいちがーめむとす。兩國言ありて相志さがへず。癸巳年本朝正徳三年の事なり九月、兩國つゐよ相平ざをのく侵せー所の地虜にせー所の人と還也。

接するに、セルマニアニヤ、フランスヤの戰始豆一事は、本朝元祿十三年

庚辰に當れり、兵連ある事十四年よりて、事ないらぐ、此年本朝正徳三年癸巳也。

美君

一字  
在中





# 西 洋 紀 聞

地





西洋紀聞下

大西人に問ふに、其姓名鄉國父母等の事を以てす、其人答て、我名はヨワ  
タシローナ、ローマンのバライルモ人也。昔べて其語を聞んに、  
終其名を編纂するに、ヨリヤニとひ、ラアンとひ、時アンとひふはラテンの語也、カルトガルの語は、ロア  
ンとひシードの語もは、ヨヤンとひふとひ父は、ヨワン、ニシローナ、死して既  
に十一年母はエレヨーフラ、猶今あがらへて世にあらんには、是年六十  
五歳也。父の名は、其名と相似て、ヨニとひバッティスターとひふのみ同トからず、此事  
ハエイヌスの大弟子十二人の中ニヨワニニス等とひふありき凡セキリ  
タリヤ。其法をうけつぎ、祖師の名をみぞからむの名に加給、兄弟四人、長ハ  
女也、幼にして死を、次は兄也、セリブスといふ、次ハ我、是年四十一歳、次に  
第あり、十一歳にして死して、既に廿年、我幼よりして、天主の法とうけ、學  
に從ふこと廿二年、師とせしもの十六人、彼方の學其科多一師十六人とひふ事ハ其  
ローイマンにありて、サクルドスに至り、六年前に、一國の萬舉によりて、メ

フレナ、リクスにあされたりき。サナルドスは彼方教化之主より一て第四等の  
使ひるものを解せん。初、本師の命どうけて、此土に来るべき事を奉りしより一  
て、此土の風俗と訪ひ、言語を學ぶと三年、またトーマステトルノンとい  
ひ一もの、これも師命をうけて、ヘツケンにゆくべし、三年の前、二人、との  
カレイ一隻づゝふ乗りつれ、ヤシヲを壁て、カナアリヤに至り、こゝ  
にてまさフランスヤの海舶一隻づゝふ乗りて、つゐにロクソンに至れ  
り、こをよりじて、トーマステトルノンは、ヘツケンにおもむき、我へ此土  
におもむく、海上忽に風逆し、浪あらくして、船覆らむとせ一事、三たびよ  
及びしのちはじめて此土に至る事を得しといふ。トーマステトルノンは、同  
姓はち大清の北京也、ヲ、ランド人也、ベッキンとふせん。カ  
レイの小舟を、ハヤカリ、カナアリヤ共す西洋海島の名也。

男子其國命をうけて、万里の行あり、身と顧さむ事へいふに及ばず、され  
で、汝の母すでに年老ひて、汝の兄も、まさ年すでに壯あるべからず、汝

の心におむて、いふにやおもふと問ふに、去ばらく答ふる事もなくて、其色うきへて、身を撫していふ、初、一國の薦舉によりて、師命とうけりより、いふにも一で、其命を此土に達せむ事をおもふの外、まさ他あく、老母老兄も、まさ我此行ある事へ道のため、國のため、其幸これに過すと、悦びあへり、されど、此體舉<sup>フツヨウ</sup>にて、父母兄弟の身をわうさすといふ所あらず、い記て此身のあらむ不ぞ、いあでうこれとわ見るゝ事へあるべきといふ、我國の風俗語言は、いゝある人ふ就て、訪ひ學びしよやと問ふに、其懷<sup>フトモ</sup>よせし二小冊子と取出て、こきら此土の事と記せし所也、まさロクソンに至りとまれる時、此國の人ふあひて、訪ひ學び一事とももありきといふ、其小冊子の名、一例をば、ヒイ・ダサン・トールムといふ、これ我國の事と記せし所也、一例をば、デキヨナアリヨムといふ、これ我國の志とバを志るして、彼方の語を以て翻譯せし所也、二冊子共に、長さ五寸許廣三四寸許<sup>コ</sup>、に、やまと宮古<sup>ハムノ</sup>の、じとくに一で、其

原をのべ一寸には餘れり我國の事を記せーとロソンよて、我國の人にあひし  
ふ物に「給かき」ものなどはさみてありき。とは、もとよりかへこにありし我國人の子孫、もて多く、まさ三年前に  
我國人の風に旅されて、かへこに至りし十四人有し、にあひて、此土の事  
とも、さづ麻とひしといふ。

其行囊の中に、ある所の黃金三品譚のごとくあるあり、銀のごとくある  
あり、我國元禄年製の鍊あり、に、「小粒判、まさ我國の新錢のあるあり、此等へ、  
何の方よてもとめ得」ところなるにやと問ふに、凡そ霧旅の人、行資  
あくしてかあふまじきは、いふに及ばず、初ローマンを去りし時、スクヴァ  
タルセントナヤといふ銀ともち出しと、カアティキスといひ所にて、  
イスパニヤの銀に換得て、まとそれと、マルバルに至りし時に、ボンチチ  
リといひ所にて、其國の銀に換得たりき、これへ其地方によせて、各其  
國の寶貨の形製同じからず、其地方に行ひるゝ物はあらざをば、用ふべ

からざるが故也、スクタクは其銀の形の名也、アルセンテヤとは銀とく事の番語也、アの南よりあり、ホンテチリはマルバル、インテヤの地名也、マルバルは、街の名、人物繁盛の地ありとへふ、ロクソンに至りて、まゝ黄金より換たり、これ此土より、黄金と重貨とするが故也、彈のごとく銃のごとくなるもの、すなはち此也、此土の金錢へ、三年の前に、ロクソンに到り一人の毛ち一所より換来る所也といふ。

其法衣の名を問ふに、ルリテヨと答ふ、これを製まる所の布へ、我國の産也、いづれの方にて、求得一にやと問ふに、おももマルバルのホンテチリにて買得出て、ロクソンに至て、法衣とはあーねといふ、其法衣、ボルトガルの語俗其製に倣ひ、雨衣を作れり、今其製を見るに、今俗にマルガツバとへふ、物のどろくに一て、くびかみの呼少ーん異也、これを身に披きて、前襟にて、ボタンといふ物をもて、左右を継ぎ、其さけ長く一て地を曳くと三四尺に至れり、本師より以下其等位の高下にそりて、其さけの長短あり、本師の着る所の特に長く一て地を曳く事數尺、侍者一てこれをそら一めてゆく也とへふ、其同門の人、北京におもむだり一へ、其國の人、か一こふゆく事の始にやと問ふに、あるるふへあらず、チイナにもチイナといふ初に我法を禁ず前へ十

年、其禁すでに除きて、我法ぬことびるしこに行はる、それのみあらず、今  
の天子、我本國に使ひて、物と施し入られし、すくあからず、それが中、マル  
カリイタ七回迄あり、其大きさ、我方にもいまだ見一事を得ざる所也、其報  
禮には、一度に鉄彈三十を發せるトルメンツムとまいらせたりき、マルカ  
は月の珠也、その大きさ、拳のごとくなる物リイダども也トルメンツムは大砲なりといふ、されば、當時も、本國の人サンヨルギは、  
ナンケンに居る事、すでに十年、アバットコルテルは、カンタンにある事、  
まゝ十年、又スイヤムにても、十八年の前に、我法を禁ぜじ事ありき、今は、  
其禁除き一うば、二年の前に、フランシスクスかしこにゆく、おは餘、トン  
キンにあるも此三人、クチンチイナにあるも此二人、これらは其名を忘  
れさりといふ、サンヨルギアバットコルテルアランシスクス皆これ其徒の名ナンケ  
東埔寨の東リイダナは南京也、カンタンは廣東也、トンキンは安南の地也、クチンチイナは、  
より漢譯未詳、

むろ一、我國に來りて、始て其法を説くものゝ事を問ふ、今を去る事百二

三十年前、彼方の化人に、フランシス・カペイリウスといひ、此土に至りて、我法と説く、豊後比屋形はじめに其教を信受して、つるよ管下比大名してはるかに我本國に使せしめ、多く比物と施入せらる、其使、いとけなき子と構来て、我徒となし、歸らむとするに及びて、身死しより、其使葬りしところは、猶今にローマンにあり、其フランシスクス・サベイリウスへ、カステーリヤの人にして、ボルトガルの君の師となりしも、我法の弘通のために來し、此土に來れる事も、再びに至りて、其西に歸れる時、サンヤンにして終りき、サンヤンは、チイナ、カンタンの南ある海島也といふ、カンタンハ、廣東也、サンヤンハ、耶香、山縣也、番語香山の音轉ト記也。

接するに、フランシス・カペイリウスは、漢に波羅多伽兒人佛來釋吉者といふもの、即此也、豊後の屋形へ、大友左衛門督入道宗麟也、其使せしものへ、植田入道玄佐、もとは美濃國齋藤の族也、天正十二年に宗麟がために使

して、ローマに死を、西人濠にせし冊子に、一道人の瓶を持て、童子の頂に水を灌ぐ所を、繪るき一圖を指示て、これ豊後の太名の子の法を受くる圖也といふ、但一豊後の屋形、其使等の姓名と問ふよ、其姓名ハ、つたはらずといふ、コンバニヤンセフガ説にむかし、豐後國に、鬼怪ある家あり、ボルトガル人の来是るを、か一こに安置す、ボルトガル人、其壁上にクリスをかき一に、その、ちに、彼怪やみぬ、國司此事をき、て不思議の事におもへり、一年を經一彼小、フランス、ヨーロッパ、英國來り一か、國司やがて其法をうけ一そく、そのフランスヨーロッパ、英國來り一ボルトガルの語也、ラテンの語よ、フランス、イギリス、ドイツ、西人の語也、クリスは十守也、又叫セフ如説に此師の神に通ゼ一事共を考るせ一所在の事、ども、それによ似る事共皆、其説皆これ古の神僧の事もどへひ傳へ一此師の尸を茹飲め一俗あり、水晶をして作り一か、其形あらはれ見ゆるに、是故にける人の心と一とく、此夢をもて、ヨーロッパ人に問ふに、人すてに死一ぬ、其形やぶれざる事を得だも一其説の、どもならむには、必是、樂物のまから一むる也、とべふ其言誠に然也、義國、坤輿圖を按するに、高麗北亞の地に、一樂名、巴爾刺を產す、不敢、不取、まご幸靈の地、巴爾刺麻樹を產す、其油塗戸不敢とへふ、佑らば、彼方古より戸に塗りて敗れざら一むるの物あり、また大西人にエウロバ地方幻術ありて種々其神怪を示す事ありとへふ、其事、りやとふに其術あるからだまこと符咒等の法巧りにて、其効驗有る事より、まご古の化人種アリヤに至り一時、其所鬼怪の事ありて、我に詣ふ、我すなはち符を巧をへて、をも所にこれをとめぬ、即今もこれらの方あらむに、其事を就られば、我吉の諱ざる事にあり給

べーといふ、また此事をも、サ、ランド人に問ひて、エウロハ地方彼教ヲ尊信する所には、からだ本を以てクリス作りて、闇門にいたつ、またクリスを小こく作りて、各家の上にいたつ、またアンニエスとへひて、白蠟にて、革子の額のもの、右の手にクリスをさき、一族もち一を造りて、常に身にいたがへ、また凡そ人に遇ふに右手の大指を以て、クリスを己が額と唇と胸とに去る。これ天靈鬼神諸の災難をまぬかるべきの法也とへふ。其説の如きとくにテウスよろ萬物をつくりて人を利生せんには、これら攘災の法を人にをへんより、其天靈鬼神等を造り出さレらむ。ほんべからだまことのカナアリヤの事ハ、萬中の人ことくべく鬼物也。こそハフランスヤにて鬼惡のもの、死刑に至らぬを流し、驚くる所なるが故也。ヨセイも一鬼を従事するの術あらむに、ほどづから獄中に善一事を、まぬかる。には云くべからだやとへひて、わらひたりきにへより、キリストヤンの走其法を説くもの鬼物の事を、天狗とへふ。西人の語もま、たおめりこれ我俗のこどもによりて其説をなす事と聞た。

**大明の萬曆年間始**て天主の教と倡ひて、大西洋の人、利瑪竇が事を問ひ、答ふる所なし。ふさゝびとふに、我いまだ其事と詳にせずといふ。接するに、フランシスクスサベイリウスがごときへいよしへより此の事、云々に至ける大西の人、其事を説ざるものへあらず、彼利子がごときも、明季諸儒の言に據るに、凡大西の人もありて、其人と知らずといふものなれど、べし、去るにいまだ其事におよびしものへあらず。

に蒙る者  
に意め太左  
に判事太左  
に詮の里  
に拂はざ  
べりの権  
見外言  
合に詮  
見外言

心得らをす、後に斬刻大藏の闇耶集を見るに、利子ハ香山馨<sup>モジシシシロ</sup>ム近き小國<sup>ムニシテ</sup>ヨ生キ一と見えて、其事跡もまさ詳也、まさヲ、ランド人の説を聞くに、エイズスの徒、諸國<sup>ムニシテ</sup>ヨウキテ、其教義のも比を見ては、多方にして其國<sup>ニ</sup>ヒキル來りて、これを教育し、學既に通じぬをば、をの／＼その本國<sup>ムニシテ</sup>ヨウセレバ、還して、其法を説うしむ、云々を其説の俚耳<sup>ムク</sup>ヨ入<sup>ル</sup>モウラム事<sup>ヲ</sup>ハ<sup>ル</sup>が故也といふ、我國<sup>ノ</sup>ムラシ、其教の師たるものも、半は彼國<sup>ノ</sup>學に就き一輩也き、さらば、利子がごときも、香山<sup>ヨ</sup>近き國<sup>ニ</sup>生れて、其人頓悟、西<sup>ヨ</sup>去りて、彼學<sup>ヲ</sup>ム就き、つる<sup>ヨ</sup>中土<sup>ヨ</sup>入<sup>ル</sup>て、始<sup>ム</sup>其教<sup>ヲ</sup>倡ふ縉紳書生、そのために惑されて、大西の人、此方<sup>ノ</sup>聲<sup>ヲ</sup>通じ、よく三教<sup>ノ</sup>書<sup>ヲ</sup>讀み、其説吾儒<sup>ヲ</sup>合<sup>フ</sup>所ありとも、かれもと東土<sup>ノ</sup>人<sup>ヲ</sup>ム係りぬれば、大西の人、ミナ其人と志<sup>アリ</sup>ざりしも、また怪しむ<sup>タ</sup>たらず、彼方戰國<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>聞て、其兵<sup>ヲ</sup>いづれ<sup>ヲ</sup>最強<sup>キ</sup>と問ふ<sup>ヨ</sup>、陸戰<sup>ハ</sup>トルカ<sup>ニ</sup>敵

をるものあらず、水戦は古ふは、フランスヤの兵を稱す、其後は、アンゲルアに敵をるものあらず、今に至ては、ヲ、ランデヤを其最とす、アンゲルアもまたおれに次ぐ其戦船、高く大きなる事、山嶽のごとくにして、其船旁に窓と謀くる事三層にして、毎層にハ丸あり、各窓大砲と架して、敵船の大高下遠近に隨ひ、其砲を發し、其速きに及び、堅きと破る事、ヲ、ランデヤの制よ志くものあらず、我むかーフランスヤにゆきて、近海の所、民物豊富の地を見たりき、おゝに来らむとして、其所をすぎしに、おとく皆赤地となりて、生草とだよも見ず、其事と問ふに、ヲ、ランド人の大砲のため陷りて、方數里の地、忽ふかくなりしといひーといふ、

ヲ、ランド人よ、其大砲の制と問ふに、スランガといふへ、鉄彈の重さ八斤、カノンといふへ、鉄彈重さ四十斤、半里の外に至る、我が國の里数をもてはかる也、其しけ短うけをば、速きに及ばず、ボンといふへ、鉄彈の圓ミ、合抱其中と

虚にして火薬を賣て空にむろひて發射、地に墜る時々彈砕けて火發し、土に入る事五六尺許、方里許へ、ことぐくに灰塵とある、此器最遠きにおよぶといふ。

彼方、火器の始ととふに、エデヨラのウツバルカインの人始<sup>ハシメ</sup>作り、其地ダマスクスといふ所に相近し、スコルベイトムの始は、今とする事すでに二千餘年也といふ（エデヨラ、まことエデヨラとくがごどー、漢に如德亞と譯コルベイムは、こにくふ銃なり）。

ヲ、ランド人よ、銃砲等の始をとふに、其始をばあらずといふ。

イスパニヤ、フランスヤ北ごとき、海外の國と併せ得て、國と開き一事を問ふに、たとへば、ノーワイスパニヤ北ごときは、初其國と治むるものもなく、其人こそかしこむちがり聚りて相争ひ、弱きは、強きが肉とありて、人の屍と相食ふに至れり、イスパニヤ人風のこめに放されて、こゝに至

りて、其衣食の業とを一へ、資財の用を通じて、みちびくにアウスの教と  
以てす。此方の人始て其生養の道を得て、相悦び服し、つるに其地を納れ  
て、本國の君の治めむ事を望請ひぬ、ロクソン比ごときも、俗皆裸躰に  
て、ヨヅラに樹皮を以て、前後を遮る、其人まと禽獸に相違らず、イスバ  
ニヤ人、エリに至るに及びて、其生養の道を得るのみにあらず、我教ある  
事をも志りぬ、國人舉りて、本國に内属せむ事と望請ふ、或人諒て、相去る  
事萬里にして、彼國を治めむ事、我財用もまこと給ぐべからず、棄てむにハ  
志りじといふ、本國の君、海外の人をして、いきてその生と安くし、死して  
其苦とまぬられしめんにハ、我アウスの恩に報ふる所をくなからじと  
いひて、つるに其請ふ所とゆるされま、此餘、ゾア、アマカワのごときは、其  
地を借て、海舶互市の事に便する所也、すべて其國と侵一幸ひしなどい  
ふ事にはあらずといふ、ノーワイヌバニヤロクソン等國名ゴアは、インデヤ

我國、東に僻りて最小一き也、まさ我に大禁ある事をば、凡そエウロバ地方の人にありて、志とく志れる所也、今はさ何のものとめありて、此所みは赤りぬらむ、心得られずと云ふよ、まづ此國の東に僻りて、かつ小一き也とのさまふ事志らるべからず、凡、其國と論ぜむよ、其地の小大、其方の近遠を以てする事、あるべからず、萬國の中、其土壤廣く大きいは、タルターリヤ、トルカふ志くものあし、されど其人のごとき、禽獸にだよも志らざるべ、エウロバ諸國の人のごときも、もし我教化によるにあらざらむ、私はまたタルターリヤ、トルカよ異なるべからず、我ローマンのごときは、方僅よ十八里よへすぎず、されど、我道のある所なれば、西南諸國尊び敬はずといふ所あし、これを頭の小一きあるが、四躰の上よあるにさとふべ、まさ試に物と觀るに、其始皆善あらずといふ事なし、天地の氣、歲日の運、萬物の生、おとく皆東方より始らずといふ事なく、萬

國の中、東方より國せしもの、此土の外よりは、黒子ばかりの地もあらず、さうば、此土の萬國よりえすぐれへ、我まと多言と費やすにおよぶべあらず、次より我法今へ此土に行はをさせし事、遠く前代の事を論するにもおよぶべからず、その様にせし小冊子に宣臣大閣の事をあるにて、ティランに一々我法を禁ぜらるゝ由みえりとくふ、ティランとは番語に多く人を殺せらるゝ人を禁題の人を稱今代よりて、我法を禁ぜられへは、初ヲ、ラント人、我教を以て、世を亂り國と奪ふの事也と告申せしよれる也、此事甚深く辨するよもおよぶべからず、我ローマンの國ひらけしより、凡一千三百八十餘年、寸土尺地といふとも人の國侵し奪ひし事あるや否は、ヲ、ラント人より尋問れんよは、其事必らず明らかに候へん歟、彼ヲ、ラントヒルテイルスのごときは、ルナイルスとは、ゾ、ランド人尊信する所の祖の名、地を侵し國を奪ひし事、世にに絶すにて、今その併せ得る所は、前に申せし事のごとしさらば人の國と誤るもの、其教よりよるべからず、たゞその人によれる

也、まさイヌペニヤ、フランスヤのごとき、海外の地を併せしも、前み申せ  
一事のごとく、それらの國へ、其君といふものもあく、其民歸する所なり  
としふよれる所也、もし此國のごとくならむふへ、其民なにを苦しみて  
り、其君を萬里の外とはもとむべき、我今おゝに來れるは、此寃を雪スカらき  
て、國禁を開ハシマれん事、チイナ、スイヤムのごとくあらん事を、望請ひ申さ  
むが止め也といふ。

按するに、凡國を論するに、其土の小大、其方の近遠によらずといふは、  
達論タツロンふ似たり、又國を誤るもの、其教ふよらず、其人によるといふも、其  
言まさ理あるふ似たり、されどまゝ其教と見る所は、天主テムシとして、天と  
生じ、地を生じ、萬物と生ずる所の大君大父とぞ、我に父ありて愛せず、  
我ふ君ありて敬せず、猶これを不孝不忠とす、いそんやその大君大父  
につらふる事、其愛敬を盡さずといふ事なるべーといふ禮も、天子

は、上帝ふ事ふるの禮ありて、諸侯より以下、敢て天を祀る事あらず、これ尊卑の分位、みだるべらざる所あるが故也。志うれども、臣は君を以て天とし、子ハ父と以て天とし、妻ハ夫と以て天とし、されば、君につくへて忠なる、もて天につくふる所也、父につかへて孝ある、もて天につくふる所也、夫につくへて義なる、もて天につくふる所也、三綱の常と除くの外、まさ天につくふるの道はあらず、もし我君の外につくふべき所の大君あり、我父の外につくふべきの大父ありて、其尊きこと、我君父のおよぶところにあらずとせば、家におゐての二尊、國におゐての二君ありといふのみにはあらず、君をあみし、父をなみす、これより大きいものなるべし、たとひ其教とする所、父となみー君となみするの事に至らずとも、其流弊の甚しき、必らず其君と弑し、其父を弑するに至らざれど、

我國、ひとり東あるのをあらず、チイナもまた東にありて、其文物聲教、古より稱じて中土とも、其國まさうにと問ふ、されば此土の人のごと記へたとへば圓<sup>カク</sup>ある物を見るがごとく、チイナの人へ方なる物を見るに似たり、まさ此土の人温にして和なる事、かくのごとくといひて、ミヅカラ手ともて其衣を把り、又手を以て其榻を撫<sup>マサニ</sup>て、チイナ人の固くして謹<sup>シテ</sup>きる、あれに似たり、近きを賤<sup>シメ</sup>して、遠きを尊<sup>シメ</sup>すといふ、按するに、方圓の説其試る所あるに似たり、漢人のごときへ、其所謂堯舜以来聖々相傳ふる道ありて、異端の言に至てへ、老佛の微言も、お谈行はれ難き所あり、我國のごときへ、古より此ると佛氏の學盛にしそ、宗族さて、派どきうち、其徒とのく、我教と倡<sup>スル</sup>、天下の人、彼に歸せされは、これに入り、ミヅカラ異教と見え、怪しむ事と志らず、うきを轉じてこれに移すに、其説行されやすき事、漢人の正と守て、動う一がさき

がごとくにあらざれば也。

其こゝに来らむ始、本師命せー所、まさ彼告訴ふる事ども、其大要いろにと問ふ、昔フランシスクス、サベイリウス始て此土に来りて、我法おゝに行され一事七十餘年、タイカフサメの時に至り、始て我徒を黙け逐る、タイカフサメは、こゝにへふ所の大闇様也、其事の秀吉九州を征され一時に長崎に住せ一ハアテレを逐出され一事をへふなり、あれより一て、我法の師徒、因誅をまぬかるゝものなく、つゐにエウロバ諸國の人、此よ通ずる事を得ざるより至れり、先師ホンテヘキス、マキスイス、イノセンチウス、ウンデイシムス、ホンテヘキス、マキスイスハ、こゝに最第一無上等とへふがじイシムスは、こゝに十一世とへふがじと、其第一祖より十一世にあひ、此事を深く數きしかど、其志むなしくして、十年前よ終れり、今ホンテヘキス、マキス、イムス、キレイメンス、ツラディシムス、キレイメンスの名也、ツラディシムスは、十二世とへふがじと、ツラは二刊也、ツラは、子也、ムスハ、世といふがじとへふ、前志を繼きて、此事を議せーむるよ、衆議決せずして、

年と經一等地に、カルデナアル相議して、カルデナアルは、本師に次ぎ、昔チイナにおゐても、我法と禁じ一かども、今へ其禁開けしの間にあらず、其天子の使、こゝに来る、まことイヤム比ごと記も、我法と禁すといへども、これまさ其禁を除けり、今に至ては、チイナ、スイヤム、すでにかくのごとし、此事前見ゆ、ヤアバンニヤにも、まづメワヨレナ、リウスを奉りて、告訴する所ありて、次ぐよカルデナアルと、ヌンシウスと一て其好を修めて、我法と、ふさゝび東土ふ行はるべきもの歟と申す、ヤアバンニヤは日本也、ノツシナ、前に見えり、ヌンシウスは、こゝ衆議つるに一決一て、メワヨレナ、リウスたるに信使と、ふがど一とへふ、べきものと撰ぶよ衆また同じく某と薦舉しろば、其命とうげてこゝに奉れる事は、前に申せがごとし、老大の母と兄とぞ棄て、萬里に来る事、法のため、師のため、其他あるにあらず、初此命とうけ一日より、我志と決せし所三日、其一の日は、本國望請ふ所と聽され、我法ふたゝび此土ふ行は

れんにへ何の幸うあれにするべし、其二つには、此土の法例によられて、いかある極刑ふ處せられんにも、もとより法のため、師のため、身とかへり見る所あー、さりながら、人の國どうかふ間諜のごとく、御沙汰あらむには、遺恨なきみあらず、それも本師の命ぜーに、國に入ては、國に志たがふべし、いゝにも、其法に違ふ所あるべうらずと候ひしらば、骨肉形骸のごときへ、ともかくにも國法にまかせむ事、いふにおよばず、其三のふは、すみやかに本國に押還されん事、師命とも達ー得す、我志ともあ一得す、萬里の行どむなしくして、一世の譲ど貽きむ事、何の恥辱うこれにすぐべき、されど我法いまだ東漸すべからざる時の不幸にあひー事、これ又誰ど々咎むべき、これら之外、申すべき事もあらずといふ、

初、我國に至り一時、長崎にゆうむ事とねがはず、直にこゝに来らむと望む、其故ととふ、我萬里にして、此行ある事へ、我國命と上達すべきため也、

此故に直にこゝに来らむ事と望請ふ、いはんや長崎のごときへ、ラーランド人のある所、我まさかここにゆうむ事をおがをすといふ、聞くがぞときへ、其國の使命をうけこ来る也、凡は隣國の使人といへども、必ず其信と伸る所あり、我國もとより汝の國と、舊好あるにあらず、もー其信とすべき物ならむには、何と以てう其使とする事を信すべき、いはんや、汝のおへに来る、我國の服を服し、我國の言と誦す、これ我西鄙の人をまどはせに我國の人とあり、ひそかに其法を詠むと見るにあり、其計窮くねれば、初て其國の使と稱す、其跡につきて見る時は、そのいふ所信すべからずと問ふ、此國にて我法を禁ぜらるしより、凡我方の人長崎に来る、或は殺され、或は押還され、いまだ一人の國命を達せーものあらず、これ我孤身にして、西鄙の地に至りとゞまれる所也、此國之服と服せし等の事に至てへ、長崎におゐて申を所すでに訖豆ぬ、又本國の議へ、前に

申せ一所のごとく、告訴ふる所、も一恩裁の御事あらんにへ、かさねて信使と奉て、其恩と謝し申して、我法と此土に行さんといふにあり、國ふ入、てへまづ其禁をとふの禮、いづき此國にうなからざらひいはひや、國禁除うるべき事と望請ふ使として、いゝむぢ其國に入り一初に、禁と犯し、罪をかさね、みづうち國命と辱しむる等の事となすべきや、其義自ら明らかにこそ候べけれといふ。

天主の教、我いまだ聞所あらず、其大略と聞うむと問ふ、大凡、物自ら成る事あたはず、必あれと造るものと待得て成る、今試に一堂の制と見るに、其制自ら成る事あらず、必工匠と待えて成る、一家の政を見るに、其政自ら治るにあらず、必君長と待えて治る、天地萬物、あれに主宰たるものあらずして、成る事あらず、其主宰名づけて、デウスといふ、天主と譯す、デウス初に天地萬物と造らむとするに當りて、まづ善人と住しめむために、諸

天の上にハライフを作り、ハライソとは漢に譯して、天堂といふ。無量無數のアンゼルスを作る。アンゼルスは佛氏へゆる光音天人の其後に、大地世界を作りて、タマセイナと見て、タマセイナ此に清淨王といふが如し。男を作りて、アダンといひ、其右脇の一骨を取て、女を作りて、エワといふ。もなはちこれ人の始也。彼男女として夫婦とあし、テリアリの地に居らしめ、テリアリごとに安樂國王といふがじとし、其餘の地をば、鳥獸のある所とす。凡人物のアニマに、三の品あり、アニマは、草木のごときは、生のそらをへぶ。禽獸のごときは、動のそらをへぶ。走のみある。此二の物は、形すでに滅びぬれば、アニマもまた滅びぬ。去れを、始あり、終ありとも、人のごときへ最靈にして、其アニマ天地と共に滅びず。人以靈氣ありて、草木去れど、始あり、終ありとも、これによりて、テウス、アダムエワに戒むるにつゝ、一昧ミマサンを食ふことあらむし、もしそのこれと食むには、禽獸の中に墜て、長くその苦とまぬかるゝ事なからむがため也。マサンは、果の名也といふ佛

氏へはゆる地獄の類歟、其苦とは、老病死等の苦也とへふ。おゝに、ルウチヘルといひ、アーランゼルス、自ら其智あるにほこりて、稱じて、デウスといひ、まことこれと信ぜ、アーランゼルスすくあらす、デウスこれをにくみて、インペルノを作りて、それにくみせー革と共に、ことごく皆下界に追下して、インペルノに居らしむ。ルウチヘルは、アンセルスの名也、インペルノ、ルウチヘルその革とのみインペルノに苦は、こゝに火坑地獄とぞへふ。ルウチヘルその革とエワがをめによりてこれとくらぬ、かくてアダンとエワと、共に天戒を破りて、デリアリを逐きてば、其子孫人間に降りて、其苦をまぬられず、こゝにおゐてアダン、エワ、コンチリサンの心と發して、コンチリサンども、ふかく其罪を謝を、デウス其罪の大きにして、自ら贖ふ事のあさふまじき仮あはれみて、自ら人の身と生きて、二人に代えて、其罪を贖はむ事と誓約を、二人へつるに九百三十歳の壽をたもち、終

りてハライソに至りたり、アダンをさる事二千餘年に一て、今を三る事、四  
とへノエといふもの、其男子三人あり、父母子婦すべく八人のみ、デウス  
の教どうけ去たがふ、世の人これを信ぜず、デウス降りて、ノエに教て、船  
作らしむ、百廿年にして船成り、デウスまた降りて、彼等教て、穀蔬雞  
豚牛類迄、ことぐく共に船に載しむ、すでに大雨降る事四十日、大水、山  
とか波て、大地凡人物、ことぐく溺れ没也、ノエが父子夫婦凡ミ死どま  
ぬる、其船猶今アルメニヤ北山北嶺に現存し、また其水ふ漂參る螺鈿  
比類、エウロバ地方所在北山岳北上にあるも北、猶あり、ノエを去る事、一  
千餘年に一て、年前なりとへふせ、デウス、シテヨラ北スイナイに降て、モイ  
セスといふも北に、マンダメンドを授て、世北人にをトへしむ、ニアヨラは、  
注す、スイナイは山の名、モイセスは人の名、マンダメンドは、佛氏へはゆる戒也、十條ありとへ、エチワゴト北君、其教を信ぜず、つ  
るふモイセスを殺さむとす、エギツアトは、國の名、ラ、ランドの語には、これふ隨

ひて國を避一も比數萬人、其君自ら兵をひきぬて、マーレアロムに遂至る、海中忽ふ潮引られ、路ありて此がれさる、潮また忽に湧きて、遂ふも皆溺れ死を、人死一て、其海ことぐく血とを乞うとせ漢に西紅海と翻するもの即此也、モイセスをさる事、凡一千八百年、今を三る事一千七シヨウ百餘年也とへふ、エーデヨラ比國、ナザレフニ、サントス、マリヤといふ聖女あり、ヘーテニアム比君、ダアヒフトの後也、ナザレツ、地名也、漢譯未詳、サントスとハ算盤也とへふ、は皆これに倣ふべ、マリヤは漢に瑪利亞と譯すとへふ、ヘーテニアムは、地名也、ダアヒットは、其君の名漢譯ともに未詳、十六歳の時、夢にアンゼルス降りて、デウスの命を告て、デウス其子となり、名をエイズス、キリストスといふべし、まさサントスヨセフにて、これが父とし、ベイテレウンよ産しめて、エーネアトより、むろへかへをベシ、といふ事を見る、俗にゼスとへひし、漢譯の音轉で詔れるあり、サントスヨセフ、人の名也、ベイテレウンは、地の名也、アーディアト前に見ゆ、古々におゐて、ヨセフをともなひ、ナザレアト、去り、ベイテレウンの驛に至りて、つるよ男女の道みあづらちす一て、男

子故其廄中より産む夢見一所によりて、エイズスキリストスと名づく。  
エイズスキリストスは是歲乙丑の年を去る事一千七百九年前の十二月廿五日の夜半也。  
ふ、さらば本朝人皇孫十代崇神天皇三十年辛酉の歲にて漢平帝元始元年にあされり。  
アラゼア、タルソ、サバ、三國の君、エイズスが生れ一晩當て、客星現れし  
を觀て聖人ありて生れ一事となりて、をのゝ國を出て、其所をもとむ。  
アラゼアは今アラゼアの地方にありタルソ、三國の君同じき所のみあひて、共  
サバ、共にある所をあらだ、漢譯共に未詳。エジデヨラ此君エローネスに見えて、此事を問ふ、エローネス其事をおち  
テ、其人ともとめ得ば、必我がよめよ告知らをべしと約をこゝ教きて、  
行程十三日、ベイテレウンよ至るに、彼星かゝこ比上よあされり、つるに  
其驛にして、エイズスを拜むる事を得知、アンゼルスありて降りて、三國  
君を戒むるに、エイズスの事をもて、エジデヨラの君に告る事あるべから  
ずといふ、これ彼こゝろよいむ事あるによれる也、マリヤつゐよこゝを  
さりて、エナフブトにゆく、エジデヨラの君、三國の君此其事を報ぜざるを

あやしめ明年國中の幼兒、生きて二歳あるもの、數萬を算て、ベイナレウ  
ンに殺を、七年にして後、其君死を、アンゼルスまで降りて、マリヤよ告て、  
ナザレフに歸らしむ、エイズス生れて、瑞應多く、幼よ一て、みづから天主  
の子と稱じ、十二歳よして、始てエルーザレムアヨラシ ふ說法する事三年、其教と  
うけいもの五千人エルーザレムはアヨラシ ユニヨラビ君セイザル、これと  
にくみと、其罪と断りて、カルワーリエカルワーリエは おるて、磔コロナ 一殺を、山の名イタリヤ  
の語には、カルワリヨカルワリヨは ふとへふとへふ、共に漢譯未詳、番語碟クルス をカルスにかけとへふ、カルス  
は漢に翻トキ て十字架トキ とへふ、也、そこ黄金を以て、其像マゼン を造り一を、イマゼンとへふたりり  
これエイススとらはれゆく時に、まるび一を、女人の帽巾カブト にて、其面マツコ を拭ひ一に、其面マツコ の形貌巾  
にうつり一に拂れりとへふ、又エイススの像マゼン を見一に、鋼碟カブト の十字架上トキ に磔殺せられ一せば、  
死マツコ 一て後、三日よして蘇生し、其母マリヤよみえ、て、弟子のさめに法と說  
く事、まさ四十日、終に上天アメニ 一、これテウス、初の誓約のごとく、人と生れ  
て、アダン、エワ、がめさに、其罪を瓊ふ所也、いく程なくして、ユナヨラ比  
君、其敵アルナウスのさめに滅び、國中の人民城郭、ことぐく火のさめふ

やられて、すあはち今トルカの地ふ、其荒廃のミ遣れるあり、カルテウスは、  
人名群ならず、或は地名、或は  
漢譯も亦未詳。エイズス上天の時、其年三十三、其母マリヤは、六十三歳より  
て上天せり。此徒の念珠コンダックといふ、殊の數三十三なるはエイズスお年の  
數に取り、六十三なるはマリヤお年の數に取る所なりといふ。エイズ  
スが弟子七十二人、その中十二の上足あり、サントスベートルス、サント  
スパウルス二人、十二人の中  
ンふ来れり、これらもまた其君セザル、アウグストスがために殺さる。  
其後三百廿餘年に一て、ローマンの君ユースタンチイノス、歎疾を患ふ、  
衆醫みあ多くの小兒を殺して、其血に浴せむ事を請ふ、其君身の疾のさ  
めに、人を殺すに忍びずといひて、其言を用給す、此夜二神人を夢見し、  
シルエヌアルといふ師、フラフナにあり、かれに就てまみえは、汝の疾癒  
べと告ぐ、其君ミづら其人を求るみ、夢に見し所の二神人の像祓師  
の所にあり、これすなはちペートロス、パウルス也、初ペートロス、ローマ

ンのためにおろさきしより此らと其法をうけつざーもの三十二世、ことぐく背國誅をまぬかれず、三十四世にて、シルエヌテルに至る。其君の請ふによりて、聖水をもて其頂に灌くに、其疾さち所に癒ぬ、其徒受戒が授水の儀軌あり、これス一時の血をもて、一切の罪惡を祓除するの義也ス。かく、其事佛氏灌頂の法に相同トキ歟。ツラツテス、シルエヌテル隱れ居一山の名ス。其君大きに悦びて、やがて其居を遷けて、ミヅカラ鍊スりて、十二フンドメントをすへて、サントス、ペートルス、エフケレイヤと建ム。フンダメント也、サントスペートルスエツケレイヤとス、ふにこ、に着合ス。名スらむス。イタリヤ比語にハ、カイルカスとス、まゝローマン、スチシリヤ、アボリス、ウルビイナ、ボーニヤ、ペラアラ、スタアトスホンテヒイチウス等の地を施入ス。七つの地名、國スと去る事數百里にして、コースタンチイの地に移り居れり。今トルカの國都ス。これより此かさ、エウロバ地方の國君宰臣を始て、人非人等は至るまで、悉皆此法を尊信せずといふものなく、ローマンの地、四面皆石を疊みて基となし。

漢譯未詳

其國十八里、そのエフキレイヤ始て建一より、此地いまだ火災ある事あ  
く、世ニに金銀珠玉とも、莊嚴せ一事、天下の寺觀比をべき所にあらす  
して、埃ニに聚り居るもの凡、七十餘萬人、其地、八つの山ありとへふ、ヲ、ランド  
その地、勞役よりて、七山秀起て、樓閣殿堂、金碧相映トヘム、ばかりなき壯觀也、其徒をは  
除く外は、多くは工匠、其巧妙天下双あし、諸國の工、まこと來り學ぶもの多一といふ、  
め、シルエヌステル、此地を開き一より、今のキレインメンスに至るまで、二百  
四十餘世、凡一千三百八十餘年、其教化之主、相繼でこれを稱じて、バアバ  
といひ、またこれとホンテヘキスマキスマイムスといふ、ヲ、ランド人ハ、その  
バアバの尊語ある歟、按、前記、今之本主ハ、シルエヌステルより二百四十餘世といひ、又十  
二世ともへふ、これホンテヘキスマキスマイムスの號ありてよりは、十二世なるの義歟、  
其徒をのく位號あり、其上等は、スムテホンテヘキス、毛あはちこれ教  
化之主也、其次はカルナアリス、此位にあるもの七十二人、これエイス  
子小准だ、そのバアバの席をほどものは、七十二人の中を擇びて、をのく、其名を紙ス小准  
しこれを封じ、エイスの像前にてもよき見て、其名も出せ一數多きをみて其入とすといふ、  
其次はエセイスコアス、其次はサエルドス、其次はリヤアコアス、其次は

スアテア、コノス、其次は、エキワルチイスタ、其次は、アコーリトス、其次  
は、ラ・ステアーウス、其次は、レキトラトス、これより以下、其職掌は名號猶  
多し、そのエビイスクアスより以下、其數皆定まれる事へあらず、バアテ  
レ、漢名は巴澄と譯せ、我俗はバテレンともいふも、これあり、イルマンなどいふへ、其位號にハあらず、  
とも、バテレンともいふも、これあり、イルマンなどいふへ、其位號にハあらず、  
エウロバのことばに、父を、バアテレといひ、母を、マアテレといひ、兄弟を、イ  
ルマンといふ、されば我さむをものへ、バアテレともいひ、我志たまき  
ものを、イルマンともいふ也、此土のむろし、其教の師友と稱じて、バア  
テレ、イルマン等の稱あり一は、此義也、凡、一世界の内にて、をのく其  
たつてぶ所の教法あり、其宗を立つて、三つに過す、一つは、ギリステ  
ヤン、これエイススの法也、我俗にキリシヤン、シタンといふ、ボルトガルの語、二つには、ハイデン、まさこれセントイ  
ラといふ、此法を問ひて、此宗の佛を多く立て、それにつづく、三つには、マゴメ  
タン、あれ漢に回教とすらところは、つまりかならず、三つには、マゴメ  
タン、いふものをいふ也、エウロバ地方にて奉するところへ、皆是キリスト

テヤンにてまさをのく其宗派あり、我うけ傳へ一所、カトーリクスの派也、そのキリストヤンより出て別に一法をたむるものを、すべてエレゼスといふ、これとの教の異端なりとへふ、ルテールス、アルリヨ、カルビノ、マニケヲ、の類皆是エレゼスとも、ヲ、ランテヤに奉する所ハ、ルテールスすあはちこれ也、ルテールスは人の名也、ボルトガルの語もはルテロとへふもとこれキリスト福音行るがごとく、其教アジア地方ふ行はるゝ所モゴルの教といふものゝぞだ、これ仮稱じてマニアメタンとモ、アゴメタンなりとへふ、接するにエウロバ地方ムスコービヤ、其俗モナルのごとくとへば、これもマニアメタンあるや否其説は聞らば、又此外、ナイナフーて尊信する所のごときヘ、其學稱じてコンフウツヨスといひ、われ儒者自然之學也とへふ故事あり、昔これアタス造る所也とへふ、去うるに儒もは大極西儀其徒を稱じて、アナイエスといふの事也、これ此土ふおるて、周孔之道といふもの即此也といふ、

按するに、西人其法と説く所、荒誕淺陋辨するにもたちず、志らりとい

へども、其甚しきものゝごときへまゝ辨ぜざる事を得べららず、まづ、其番語稱じて、ナウスといふもの漢に翻して天主<sup>ジウ</sup>とす、これ彼此聲音相近きよとれる事、ことへば、エイズス譯して、耶穌<sup>キリスト</sup>とするがごとく、番字もと讀むべららず、漢字を假りて、其聲音をうりせるのみ、其義番語にありく、漢字はあるよへあらず、然るに明季の諸儒利瑪竇初<sup>ヨリマサタケル</sup>天主の字假借り用ひて、其番語を譯し、つるに其說を附會して、經<sup>ヨイ</sup>いはゆる上帝これ也とも、諸儒其說<sup>ヨシハシ</sup>ふまとひて、其非<sup>ヨシハシ</sup>と覺らす、も一ナウス譯して天主といふ、すあはぢ古<sup>アハヂコト</sup>を天の主宰、經にいはゆる上帝なるべくは、エイズス譯して耶穌といふ、耶穌まさ何の義<sup>ヨシハシ</sup>あるべき、此來、我國の神事<sup>カミモノ</sup>を漢字を得るに及び大日如來<sup>ダクニス</sup>、<sup>ダクニ</sup>等<sup>シテ</sup>之<sup>シテ</sup>此<sup>シテ</sup>經に所謂上帝の說<sup>ヨシハシ</sup>のごと記へ、善書<sup>ヨシハシ</sup>と讀むものゝ、自ち知る所なれば、今此<sup>ヨシハシ</sup>論する事と待<sup>ス</sup>す、も一天主教法の字、梵典<sup>ボンジン</sup>ふ出し所<sup>ヨシハシ</sup>といはむには、我もとより知れる所にあ

らず、天主教法の字ハ、今西人の説をきくに、番語アウスといふは、此に能造之主といふがごとく、たゞ其天地萬物を創造れるものとさへいふ也、天地萬物自ら成る事なし、必ずこれ該造れるものありといふ説のごときも、其説のごとくならむには、チウス、まゝ何ものゝ造るによりて天地いまだあらざる時には生れぬらむ、チウス、もゝよく自ら生れたらむふへ、などう天地もまた自ら成らざらむ、又天地いまだ成らざる時、まづ善人のために天堂を造る比説、天地もいまだ生ぜずして、斯人すでに善惡の相わられしも心得ず、凡其天地人物の始より、天堂地獄の説に至るまで、皆これ佛氏の説ふよりて、其説をつくれる所あれば、これ又こと／＼く論辨するに及ぶべからず、まづハラインを作ると水滅して、次第水沫を結び化して、天宮となると、ふがごとくアンゼルスの説は、光音天人の空に一て、サンを食ひ、とへふ事い、地味を食ひて、梵皇く、光滅び、まゝ穀米を食ひて、男女の形わらき、其天戒を破り一もの、罪大にして自贖ふべらちずナウ」といふ似たり。

スこれとあはれむがために、自ら嘗ひて、三千年の後ふ、エイズスと生き、それに代りて、其罪と贖へりといふ説のごとき、いゝむろ、嬰兒の語によ似る、方今刑とつゝきどれるもの、猶よく其情のあはれむべきものを識して、其罪を赦し宥む、其天戒といふものも、テウス自ら誠一所也、自ら其罪を赦し宥む、なほ事のあるべきにや、いはむや其誠一所ころのごときも、これとして果と食ことあらむのみ、あやまちてこれを食はむ罪、いのむか其食ひしもの、自ら贖ふ事あらずして、其獄滅せざる事三千餘年を経て、テウスそれふ代りて、其罪をうくるにはおよぶべき、たとひテウスハ、アダンがさめよ其罪とうくるとも、おとと磔罪せし所のもの、これまゝ誰よりそゝつぬよ其國を滅すよは至りぬらむ、又テウス盡世界の人と溺殺し、ひとり其教よ去さがふもの、海中よ路開け、まゝ其駕せし所の船、大水よ漂ひ來モ一所の螺旋

の類、猶今よりといふ説のごとき、ナウス稱してみづらちよく天地人物と生じ養ひて、大公の父無上の君といふ、さらばあと其人をして、皆ことぐく善ならしめ、皆ことぐく其教よ志さがはしむる事あとはす一て、盡世界の人をして、ことぐく皆絶滅せしむるに至れるよや、たとひまさナウスといへども人をして皆ことぐく善ならしむる事あとはす、皆ことぐく教ふる事あとはすば、いのむろまさ天地能造の主とは稱すべき、まさ至愚よして、其教ある事と志らざるもの、何の罪とは深く咎むべき、志らるをつるよ盡世界の人をして、ことぐく皆絶滅よ至らしむる事、いたむろまさ、これと生じこれと養ふ大父大君とは稱すべき、まさ怪石の船の形よ似さる、断崖よ螺の殻ある、いづきの地ようなるべき、我國のある所もまさ志りぞ、いのむろ又ナウスの事よあづかるべき、其十誡といふもの、まさ佛氏の説

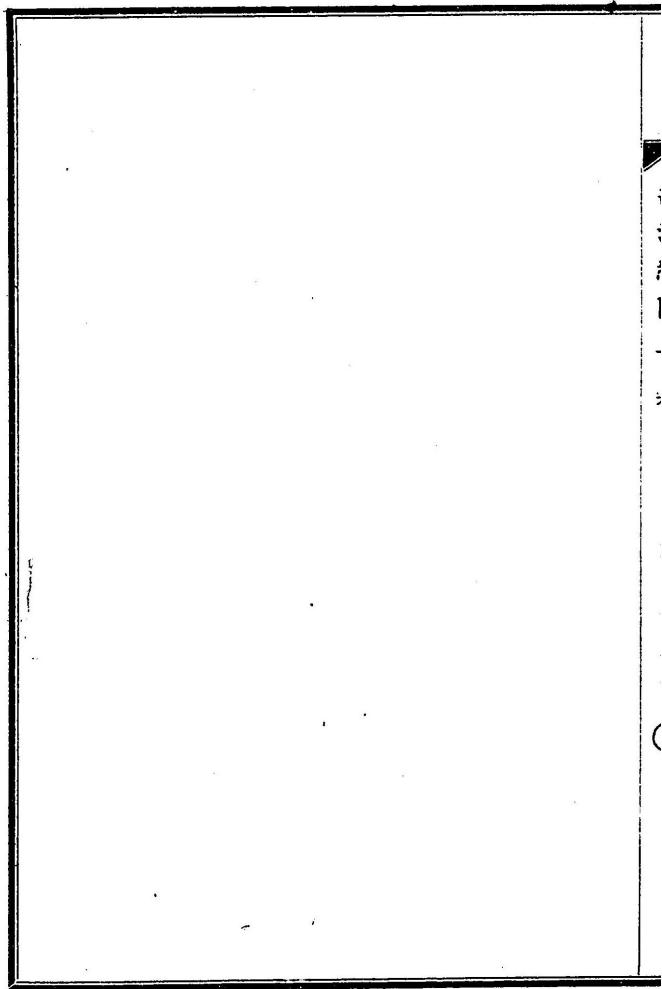
よりて、たゞその他他祀の戒と、二條ふわるち出も、今其說ととふよ、我教化之主より始も、凡、其徒弟するものゝごときへ、ことぐく皆女子ふ近く事をもゆるさず、其他尊貴の人といへども、一妻の外よ、他祀の事ある事なし、此故は、夫婦相和がざるは、必ず其邪淫による、世間父ありて、其生母<sup>おや</sup>の故よ、其子をにくむあり、子ありて、其生母の故よ、父と怨むるあり、其母<sup>おや</sup>同じくするものへ相愛し、其母と異よモるものは相にくむ、父子兄弟相和らがざるものと、して他祀による、去きによせて、其禁特に重しといふ、又古より以來、彼方諸國戰亂の事とまくに、皆これ其嗣絶ふるが故よよりといふ、其流弊のこゝよ至れるも、まさあはれむべし、エイズス降生之初、種々瑞應あり、自らナウスと稱ぜしといふの類釋、迎文生れて種々瑞應現じ、自ら稱じて天中天といひ、事のごとく、其磔殺せられ、後よ蘇生して、其母にみえりといふの類、

小瞿曇賊せられ、木その身と貫き立て、以て標となむ、大瞿曇その血  
抜とりて、人となせしといひ一事のごとく、シリエステル聖水を以て、  
國君の頂に灌しは、大梵天王、四大海水を以て、其太子の頂上より灌まし  
事のごとく、其君ローマン族に入して、精舎を建て、といふ類は、毘沙  
王、迦蘭陀竹園を施して、僧伽藍摩とあせし事のごとく、モベモこれち  
の説、番語ことぐくに通曉をへららずといへども、大約その教の由  
来る所、西天浮圖の説に出づ、陰りに其粋穀ヒガクと竊ひの説鍾子が言ひ  
所、まさ我と歎うす、即今其説よりて、ヲ、ランド鏤板の地圖より據る  
に、そのデウス降生の地ニテヨラ比ごときは、西印度の地方と相去る  
事遠ららず、又其説にエイズスいまだ生れざる以前、ニテヨラ比ミ、デ  
ウスの教ある事である、其他ハことぐく皆佛教を尊信したりとい  
ふ、さらば西天浮圖の説、其地方に行はれ一事、エイズスが法のさだに

あり、今エイヌが法をきくに、造像あり、受戒あり、灌頂あり、誦經あり、  
念珠あり、天堂地獄輪廻報應の說ある事、佛氏の言に相似すといふ事  
あく、其淺陋の甚一きに至りてへ、同日の論とはあすべからず、明季の  
人、其國の滅び一故を論ぜーふ、天主の教法、其一辯より居れり、我國嚴に  
其教を禁ぜられし事、過防にはあらず、機を知るも比にあらざらむふ  
ハ、誰かはこきとよくすべき、たゞその夷と以て夷を治む、時の權宜に  
は出ぬれども、虎をすゝめて狼と驅る、まさその畏あきにへあらず、

君 吾

一字 在中



按本書  
羅人名ヨリ  
スラバツテイ  
テアソロイ  
ワニヤモニ

同或作曰

是羅瑪人齋遵口供。新井與奉鉤旨鑒詩。而次第其語者。或以示余。因訛之序。所說地理話俗。視明清人書所載頗有異同。一皆是書不遑考訂。且如度兒格。此謂在利未亞。而其采覽異言。乃擬以土魯番度兒格。固非土魯。而土魯在亞細亞。與利未亞絕遠。中間有歐羅巴一大洲隔之。而弗之察。則其他不能無謬誤可知已。祆之設教。所謂竊佛之糟粕者。一言以蔽之。天主云云。與佛自說前身。粗相影響。佛之天堂地獄。道家亦同有之。祆又剽勸。更加陋瑣。果爾則天有三堂。地有三獄矣。可供一噱。佛氏之黠者。稍恥言之。唯譚高妙之理。遵也喋喋。豈西人憲愚猶可誑以此。遂例視我乎。抑始無高妙者乎。日本支那居發生之初之云。明明與其地球說矛盾。至藻鑑白石。恐其圖并吞。不敢告其國狀。則意在貢訛。此數者所當致詰。而懵焉何歟。白石好炫其才。不能居晦而觀明。故墮其玄中耳。是書不知何人藏。按明律私藏禁書放一百。告者有賞。我令甲禁祆教文字更嚴峻。故是書目可得見。口不可得言。譬諸生吞一物。不哇不下。使墮或作墮。

人煩痛。兼懼邂逅或株連坐見知故縱之罪。今而序之。是預甘結公案。

文化丁卯暢月个臣書。

此文もとより當時のものならずされど諸傳寫本多く掲げたまは付  
いて存を但一諸本大抵篇首ふおきされど本書の舊面目を損せべ  
嘗て一本篇末におきたりしあるを見されば今へ定めて末ふ付  
せり文中に序とあるを末ふ置けるを覽む人怪しむとあられ个臣と  
いへるひづきの人なりやを詳みせず其文甚齧諷の氣あり寄陽象  
背の徒の筆よりもあらん歟壬午四月文彦記す

附錄

謹而言上

異人之儀萬里之外國之人よて殊に此者と同時に本唐へ參候ものも有之由に候得者本唐の裁断も可有之候旁以此御裁断ハ大切之御事と奉存候付愚意之旨不顧憚言上如左

右

異人御裁断之事に上中下ノ三策御座候歟第一にかれを本國へ返さる事ハ上策也此事難きより似て易き歟

第二にかれを囚となしてたまけ置る事ハ中策也此事易くより似て尤難く一

第三にかれを誅せらる事ハ下策也此事易くより似て尤難く一

謹按

むかし 神祖の御時慶長十九年より彼宗門と制せらるゝといへとも

法禁ありゆるやか也その後彼國人來りて其法をひろむる事ハ我國を  
奪ふ謀也と聞えて其法もと正一からだとへども我國を謀るとへぶに實なるべ  
からだがかれ共葛原の變出來こそ以申ひらく事難かるべ  
敵唐の御時其禁もつとも嚴よりて我國の人其法を轉ふものをへさ  
もけおられ轉へざるものとは誅せらる彼國より来れる師といへとも  
轉ひしをへたをけおられ轉へざるものとは凡百餘人まで誅せられ  
り彼國の師こすけおれも一もの  
基う聞及一所在づらふ五人歟志かれとも彼國の人來る事猶やまず我國人  
彼法をうくるもの猶やまざれば

敵唐御末年よりひてかれらにハ杖をつかせよと仰られたり杖つかせよ  
ひあろふ  
又及は詫せ其輩が轉ふ事をゆるきず皆云とくに誅せらる前後凡ニ志  
ふとの御事也三十萬人志  
かれば今

れ番夷の俗に生れそだつ其習其性とあり其法の邪なると志らずして  
其國の主と其法の師との命をうけて身をしていのちをかへりとす六  
十餘歳の老母并年老たるお母と兄とにいきあがらわられて萬里の外  
ふ使として六年がうち險阻艱難とへてあゝに来れる事其志のごとき  
ハ尤あはきむべ一君のこめ師のこめる一旦る命をすつる事ハあるべ一臣又仰  
を蒙ざかれと観面をもる事已に二度其人番夷にして其本寄む一<sup>ハ</sup>六年の月日萬里の波濤をあのぎ一<sup>ハ</sup>難きふ似たり  
されハ道徳のごときハ論するに及ばずされど其志の堅きありさまとみ  
るふかれがために心を動かさる事あたはず志かると我國法と守り  
ておれを誅せられん事ハ其罪に非ざるに似て古先聖王の道に遠かる  
べ此故に臣ひそろにおもふ所へおれと誅せん事易くして易けをど  
も下策に出づ又かきをたもけて囚<sup>カ</sup>おかれん事

歎廟初の御法によるに其法ハ轉ひ一上ふたをけあるべ一臣かきが

志の堅きを見るに毛ミやうみ首を刎ちるゝども其志の變すべき毛の

とも見えずあまじひにかれを轉はせんとして轉はさるをたをけおる  
れんへ我國の祖法をみづから弄<sup>ハセ</sup>はせ給ふに似たり又轉ふと轉はさる  
とぞ問すしてたをけおかれむへ我國の祖法をみづうち守らせ給はざ  
るに似たりたとひ當代仁厚の大徳と以て一時の權宜とはかり給ひて  
かきをたすけてどらへおうせ給はむともかれが命のあらむるざり獄  
舎の中に痛<sup>シ</sup>苦まむ事もまゝあはれむべし是一ツ

歐<sup>ヨ</sup>州の御末年杖つらせよと仰ありしより此かと彼國の人比來れる毛  
の命たすけられ一事一人もあ一去かれ共今又かれを彼國につゆは一  
たりまして此度の使命たをけられて世よあると聞えば我國の法を  
去<sup>フ</sup>くゆるミぬとふもひて彼國より來らむもの必らず蹕<sup>シ</sup>を繕ベ一去  
れ又その來路<sup>ル</sup>と聞かせ給ふに似たり是二ツ

たとひかれが事候國に聞ゆる事あからむにもかれ來りてのちその事  
のあるやあらずやを聞く事なからむにハ一二年と出ずして必ず又使  
をつかはせべし 今もある事也すづめ使の返事なければ心もとなくとも一志うち  
かき林て又使をつかはせず事あれ又人情のつ林なり も一志うち  
はあれも又その来路を開く也是三ツ

かきを獄中に囚ふへ與力同心を始てもしかれが遊うせん事あらば  
罪蒙らむ事とおそれて日夜にこれを守るよ心をくる志むるものもく  
あからじあれ四ツ此故に臣ひそみふおもふ所かきをたをけて囚ふる  
れん事易きに似て尤難しおゝを以て中策とをかれをして我

祖宗代々の法ときかしめ

我國初より此のと聖子神孫よく祖宗の位とつきよく 祖宗の天下を  
たちもち給ふ事あれたゞよく祖宗の法を遵ひ守るを給ふによれりたとひ  
汝う訴ふる所の事を比謂あり汝う法とする所その理ありとも今はさ

我祖宗の法をやぶりて汝番夷の法と行ふ事をゆるをべららず謹で  
祖宗の法を接するに汝がごくの輩轉ぶ時はたすけ轉ばざる時ハ誅を  
當代仁恩廣大汝が其主の命をうけて身とかへり見ず万里に使一來を  
事わあれミ給ふが故にその命をたすけて本國へ歸一給ふ所也す  
みやうに汝が國に歸り其主に申モベ一此のち又汝がごく我國に來  
ちむものをば海邊の國守に仰せてまづ誅してのちに申さしむべしか  
ならず汝の國人として我誅と試み陥らしむる事なかるべしと或は文  
に志る一或へぬとばふのべて長崎に來る廣東の船又ハ琉球より唐へ  
ゆく船にのせて呂宋<sup>ルン</sup>へ歸さるべもし志からば彼國をして  
我祖宗の法ハ天地と改るべからずして

當代仁恩の廣く聖度の大きある事をおらむべし 長崎より來る時も寒物  
ざるやうふせーと也かれ國に歸るとの外をばみる事かふとも  
も我國の風俗をかくるべき様もふ一あれ其事難きに似たりといへとも易く

して殊に古先聖王仁厚寛裕の事あれば古々を以てこれを上策とおれらの中を以てよろしくゑらみ給ふ事あらむにへ臣が愚忠むあるべからず

此上書をこしはや過たれどももし臣がいはゆる上策を取られてかをを歸されんよへすみやうなるにあくべからずおのらは此たび付来れる與力同心并通詞等に守らせ歸して來春夏の間長崎に來る廣東の船にものせ返さるべきうとまづ言上如右

○

此度渡り來候ロウマン人并御役所書物等の説にて承知候大略  
條三

一彼法よてたつとみつかへ候天主<sup>デラス</sup>と申候ハ天地萬物と造り出一候神靈よて人間の善惡とかんがミ善あるものと天堂よのほせ惡あるも

のを地獄より墮て候事とつるさどるの主と相聞え候其法を修へ候とのハ十戒を持ち諸惡を断て天堂より生とうけて地獄の苦しみをまぬかれ候事と求め候事と相聞え候其天主と申をものハ道家より上帝と申をものよ似候而其修行の法もとぐく佛家の法より同じく相見え候事

堯舜周孔の書ふ上帝と申を事有之候ハ天地造物の主宰の理をさし候へば彼法并道家の説のごとくその神人天上より有之候而時々人間に降て福を降り禍を降り種々の奇異有之事のごとくより無之候あれよつき此等の法にてハ聖人の法と以みまぢひ候事に御座候歟

一彼法を始て説き出一候人の名をエイズスと申候漢土の字にて耶穌とある一候は古れて候彼徒よりおきと教主とたつとみ候事たと

へは佛家にて釋迦よつるへ候事のごとく相聞え候事

彼法に天堂地獄の説をたて其教主の像よつかへ灌頂戒律符呪念珠等の事共有之候次第一ミ佛家と相同しく候又其像ハ碟の形にて候あれハ諸惡を断絶仕らせ候より第一入門の所と相見え候由其故ハ人の惡ハ皆ミ欲心より出候凡人の欲さまゝよ候へとも至りて切なるものハ身命よ過るもの無之候其身命とだにえて候上ハ其外の欲ハかうふるよたらず候歟おゝを以てまづ此所より始而道よ入る事と相見え候是又佛家生死とかろんするの説と相同じく候歟佛國と彼國とハ地つゝき程遠からず候得者佛氏の説彼國ふ流れ入り一變仕りたる法と存せられ候

一口ウマンと申す所は彼教主の本地よて候たとへば我國よて天台の比叡山真言の高野山比ごとくなる地に候而いよ一ヘ其國王より其

地とあらへられ其法の本地となり其法比師弟子皆く其所に兩法を修行候故興南蠻の國々其法とうけ候貴賤ともよ寄進之地も多く布施の物も多く事の外は繁昌の道場と相聞え候事

一興南蠻の國々大半は彼法とうけ候ゝと相見候得とも又其法をうけ申さぬ國々も有之候阿蘭陀等も中頃より彼法をハ用ひ申さぬ由相聞え候事

一阿蘭陀等信向の法ハ彼法より出候而別る法をたてゝるものにて候佛家ニ禪宗の有之候ごとくなるゆきのたと相聞え候志かれハ天主をへたつとみ候へとも耶蘇をハ用ひ申さず候我國の諸宗皆ニ釋迦の説より出候へとも祖といた一候所へおのく同じあらず其法もまさかのくかを立候ごとくに相聞え候

一彼法の師諸國に渡り候而其法をひろめ候事あれ耶蘇の教と相聞え

候其故ハ天主ハ天地萬物の父母よて一世界の人皆去れ兄弟よて候  
父兄比子を見候事ハ男女少長をゑらへず皆く同じ心にて父兄の  
心を以て其子の心と見る時ハ兄弟の間ハ相志シみ相愛をべき事  
に而候又子をやーなひ子ををしゆるハ父母の心よて候其父兄の心  
を其子の心と見る時ハ兄弟の間ハ相やしあひ相どしゆべき事をな  
はち天主の心天主化法よて候との義と相聞え候あれ又佛氏の摩勝  
迦藍法闡等とはじめて代々の三藏漢土よ來り佛教とひろめ達磨南  
海を渡りて梁魏の間ヨ禪法をひろめ候心と同じく皆々番夷の風俗  
と相見え候事

一彼國の人我國よ來り法ひろめ候事ハ我國ヒラハひとり候謀の由相  
聞え候事ハ阿蘭陀人并彼國比人フランシスクリアント并に又我國  
より彼國へ渡り法と傳候コンバニヤドウと申ももの申一出一

る事よ御座候歟其教の本意并其地勢等とかんのへ候に謀略の一  
事へゆめ／＼あるまじき事と存せられ候事

大猷院様御代渡り候コンバニヤシヨセフと申をもの後に岡本  
三右衛門と申を名を被下御扶持方并妻女從者等被下さ一ふされ  
候その三巻の書を作り置候事反逆の謀よて無之趣を一々に辨じ  
おき候を此度見候處よ以後にも／＼其道理分明に相見候歟

一彼國の人其法と諸國よひろめ候事國とうばひ候謀略よてへ無之段  
々分明に候といへとも其法盛になり候へはかのづら其國よ反逆  
の臣子出来候事へまさ必然之理勢にて候歟ちるくへ大明三百餘年  
の天下ほろび候事の端へ三ヶ條有之候うち其一條へ此法の行れ候  
故の由たしよ其時の書よ相見え候大明ほろび候事へ

大猷院様御他界の比の事に候大明に而へ此事の覺悟無之候と相見

え候處に我國にてへさきだち候て彼法としひく御制禁被遊於今  
此害一のこ断絶仕候事

御名譽の御事と乍恐奉存候事

○右白石先生の羅馬人處置獻議と天主教大意との二篇ハ向山篤氏  
誠齋又偶堂と號す通稱を源太の輯錄せる偶堂雜記中に見えよると取引  
夫るべふ今の黄村翁は父なりの輯錄せる偶堂雜記中に見えよると取引  
出せるものなり向山氏ハ舊幕府の吏職にありて専ら經世實用の  
學と講じその藏する所往々希観の書多くお此二篇のごときも先  
生の手書葉本は幕府内史局に存在せしと見出して窃よ謄寫しお  
きたり一ものといふ今西洋紀聞該參考見るにつきて最必用なる  
毛北あれハ志を我卷末に付す本書よかの羅馬人北裁断と文昭公  
の親裁に出で一如くに記したれども此獻議よりて觀をば先

生比竊に奉る三策の中策採られし事と以ちあるも壬午春日  
文彦記す

遜鴻人承口之覽

異人申口之覽

一 いさむや國之内ろうま之者にて御座候名へよわんばりていをた、志  
務うて、と申候歲四拾壹に罷成申候

一 私儀務うま切支丹宗門之師仕候出家にて御座候  
一 私國元に母存命に居申候兄弟も御座候私同門之出家にて御座候妹  
も御座候父ハ死申候尤私妻子ハ無御座候

一 私儀ろうま切支丹宗門之總司不んとへきも、まき志をも、と申者六年  
以前々申付日本に切支丹宗門之法を勧め之ため渡海仕候様にと申  
渡候に付其内日本詞等言習三年以前七月上旬比務うまと出申候右  
之刻私同門之出家ロうまをしてとるのん、と申者壹人是も總司々之下  
知にて唐北京へ遣申候私一同に務うま出船仕候がきいと申小船貳

般類船にて申候と申島に寄せ夫々かあさやと申所へ參其所ふ  
らんも國之大船貳艘に私并に同門之者壹人宛乗り組水主四拾人餘  
程充乗呂宋に參此所同門之者壹人ハ唐之内北京に參申候私儀ハ  
日本へ心き參申候處屋久島へ着岸仕候に付壹人陸へ揚り申候  
一船中水拂底仕候に付右之沖にて魚取候船と見掛候故端船に七八人  
乗り水ともらい可申と呼懸申候得共聞入不申陸の方へ潛行申候に  
付追ひ付き不申候

一私儀屋久島に揚り申候處日本人家につき行申候其節日本人四人罷  
在食事爲致候故金子を取出一右之爲償達候得共早速指仄一申候尤  
船にて江戸へつを行くれ候様にと申掛候得共言葉通一不申候

一私乗渡候船ハ屋久島より直に本國へ歸り候筈ニ御座候

一私之外壹人も日本之地に揚已不申候尤より以前にも同門之者壹

人も日本之地に參不申候

一屋久島にて右之日本人に宗門之咄仕聞せ候得共一切言葉通一不申候に付聞入不申候尤薩摩より長崎迄之間も宗門之咄仕候儀も御座候得共言葉通一不申候

一日本人之風俗に形と替候儀其處之風儀をまあひ不申候得ハ其所之者笑ひ申候。付日本人の姿に替へ申候私同門之者今度唐へ參候ハ唐人之風俗に替へ候由申候

一日本衣類并に刀ハ呂宋にて求申候月額ハ船中にてそり申候但呂宋に日本人共居申候不日本衣裝にて居申候呂宋にて日本人居申候所ハ園之如く成所に一所に集り居申候

一江戸へ參申度と申候儀ハ江戸にて宗門を弘め申度心差よて候故奉願候詔うまの惣司申付候ハ日本之内何之國にても隨分法と勧め申

様と申付候

一私儀日本に御留置被成候共又ハ本國へ御歸一被成候共又ハ日本にて如何様の御控ニ被仰付候共不告候<sub>（うま）</sub>總司申付候も日本に御留被成候共又ハ御歸一被成候共御下知次第に仕候様にと申渡候

一日本にて切支丹宗門御制禁之儀成程於國元も其隠れ無御座候人々も存尤私儀も其段存罷在候得共總司より申付候故渡海仕候

右之趣<sub>（あゝ）</sub>できやんどうと申阿蘭陀人らてんと申詞を以異人へ尋掛け申候處右之通返答仕候由どう申候に付私共和げ指上申候以上

かびさん、やをぬる、そん、まいんをしてある

あゝできやんどう

十一月

通事目付  
詞

異國人致所持候大岱之內諸色之覺

異國人

一四角成びいどろ鏡の様成物臺

に相尋候處  
さんたまりやと申宗

門之本尊之由申候

堅 堂 尺

横 八寸五分

但裏ハ皆木にてかね  
のくせん打有之候赤  
どんすの岱に入候

内外  
きらの雲  
をみゆ  
ありか文此

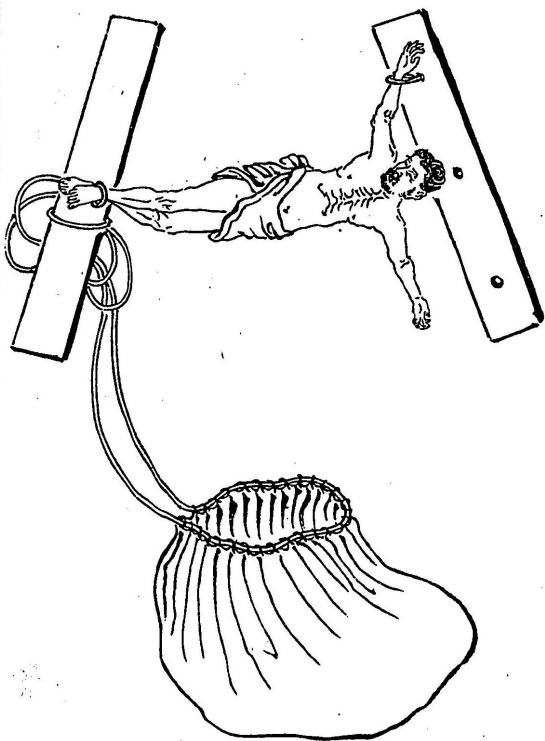


外縁り木  
此内びいどろ下に繪有之候

或は  
レイ  
キイサ  
アキス  
記す

一からねにて待候人形堂

但袋共



異國人に相尋  
候處人形へゑ  
ぞきりもてと  
申宗門之本尊  
にて候弁に袋  
へきいすさあ  
きりと申物之  
由申候

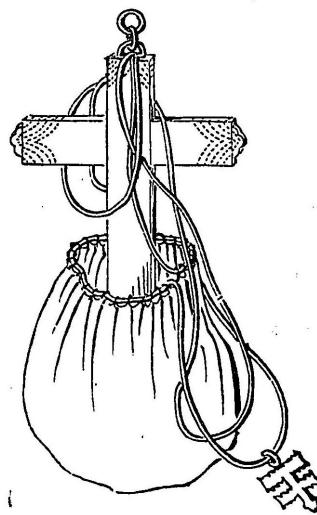
此人形弁二本  
之うね共にか  
らうねにて持  
付置候  
袋へ古き金入  
之様成きれに  
て御座候

一びいどろにて持候十文守之物壹 但感共

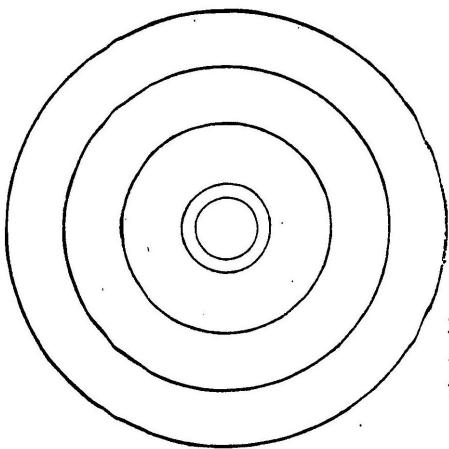
右之紐にかか物壹付置候

異國人に相尊候處さんざ  
のんぐろくをと申物并か  
お物もぐろくをと申物に  
て此十文字宗門之上にて  
殊之外大切此ものゝ由申候

此かる物もんちうにて持附置候



此十文字之物びいどろにて角にいそ一候此内に佛之様成形籠置候様に相見申候金のよりかねにて角々包候并にくわんふ不そき紐付感に仕付置申候



さあんれ  
はあか  
れ  
どもす

一金之鏡之様成物壹

但裏銀革袋に入

一金にて丸く持其内に人形彫付候物數四拾貳

右之袋ふ入

此二色異國人に相尋候處鏡

の様成物ハキスカアクキト

申物并に金にて丸き物ハメ

たありやと申物にて是又大

切成物比由申候總て宗門之

道具貴き物ハ何に不依キモ

さあくきと申候由申候

此大サ六寸四分四方表金裏銀

にて薄く持候物但赤革袋に入

有之候

金にて大サ七分四方程

厚サ五厘程つゝ有之候何  
も皆金にて中之繪様ハ少  
一つ、かへり申候數四十

二



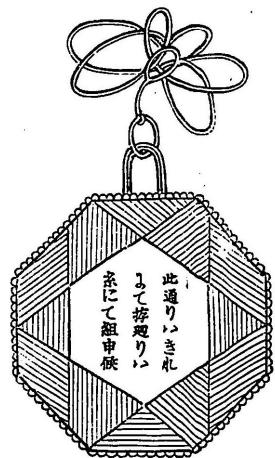
一去んちうにて持候かある物之様成物貳



異國人に相尋候所ぐろ  
くもと申物之由申候

諸成の結々  
女

通り或ひ所  
とす



一字袋之様に持紐諸留め有之物壹

但中に横文字之書物有

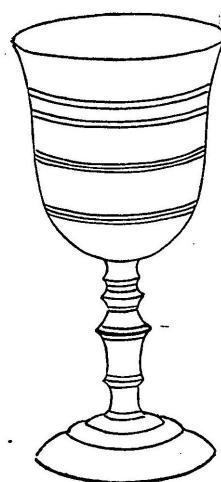
異國人に相尋候處是も  
れすさあくれと申物之  
由笄中に有之候書物大  
切成物之由申之候

上之方に口有之候廻り  
ハはりがねにてかゞり  
置申候

此通りんされ  
みて持廻りん  
ゑにて組申候

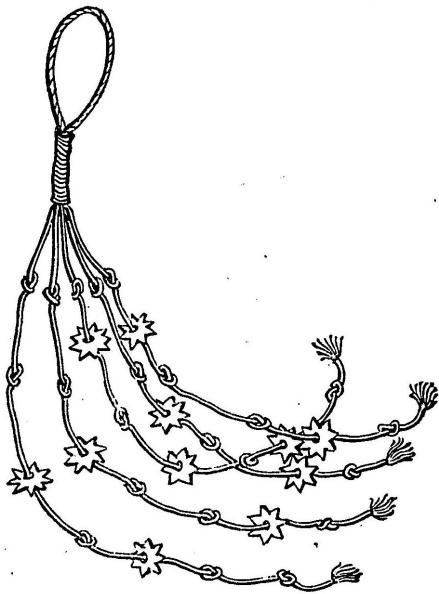
一銀にて猪口之様に持足と付候物壹

異國人に相尋候處是も  
をすさあくれと申宗門  
之器之由申候



外銀にて内ハ金を  
流し候ものと相見  
ヘ申候

右ハ赤革の袋に入其内に金のはりうね二把入置候

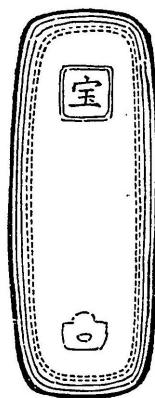


候  
如此學繩にて三尺  
程に持所を結び目  
有之花之様成角立  
候かあるのを入置

一學繩にて持かお物を入置候物室

異國人に相尋候處て志ひをいあいる  
と申物にて候惡念起り候時分此繩と  
以其身を守痛申物之由申之候

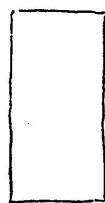
一呂宋國にて取替候金壹



此通之金硯墨之様にいふ  
候物尤裏の方へ木目も無之  
文字之様成極印二所に有之  
候得共體に難見分候

此掛目九拾八枚

一同板うね之様成金大小百八拾壹



掛目三匁七分餘



掛目二匁餘



掛目壹匁五分餘

此金大小合百八拾壹枚

掛目總合三百八拾五匁

一同小キ丸金百六拾粒

但粒大小有之丸藥之様にいさ一匁金掛目不同有之貳分三分四  
分程充御座候百六拾粒合總掛目五拾壹匁

一日本小粒

拾八 但新金

一錢

一釐

但 寬永日本錢  
康熙唐錢

七拾六錢  
三拾錢

右四色取集うちかひ値に入有之候

一錢之印判

壹

裏印之方



表印之方

一びいど居にて貳寸四方程之丸き

九 ツ

薄板に彩色之佛之様成繪書候物

異國人に相尋候處ば志よゑろきり

すてと申物之由申候

一佛之様成繪赤地金入の守候に入

壹 ツ

異國人に相尋候處さんたまりやろ

さあくと申物の由申之候

拾 壇 冊 但革之帙有

一横文字之書物 大小

一同 双 紙 大 小

五 冊

貳拾 四 故

一横文字之反古

但此内にろうま纏司の方々達候往来切手之由にて壹枚有

一宗門之佛之繪大小

貳拾四枚

一黑玉之珠數

壹 連 但かさ已おし

一白布にて持候宗門之法衣

壹 包

一祐無羽織之樣成異國着物并帶共

壹 通り

一油ラモコ入候油 但壹箱に入小油ラスコ三ツに入置候

壹

此油與國人に相尋候處宗門之者大切成時節爲奉申候油之由申候

壹

一擦物之小香合

壹

但内はるさとの油之瓶及藥少有

壹

一蒔繪之中香合

壹

一蒔繪之小香合

壹

一鉢

壹

但内はるさとの油之瓶及藥少有

壹

一蒔繪之中香合

壹

一蒔繪之小香合

壹

但内はるさとの油之瓶及藥少有

壹

一蒔繪之中香合

壹

一蒔繪之小香合

壹

但内はるさとの油之瓶及藥少有

壹

一蒔繪之中香合

壹

一蒔繪之中香合

壹

一蒔繪之中香合

壹

一錫之紙入

三

一  
昇  
目  
う  
ね

三

革之家入

日本様に持候刀

三

四

但躬貳尺四寸七分

中心  
銘

卷之二

志んちう貳枚をさき

三  
九

七八

志んちう

貳

本

卷之六

但相公黑毛山以爲也

ふち柄頭

赤銅雲の模様金にてやき付

金鑄

赤銅三枚合志

ちうじゆくせん取模様雲から草の様成

卷八

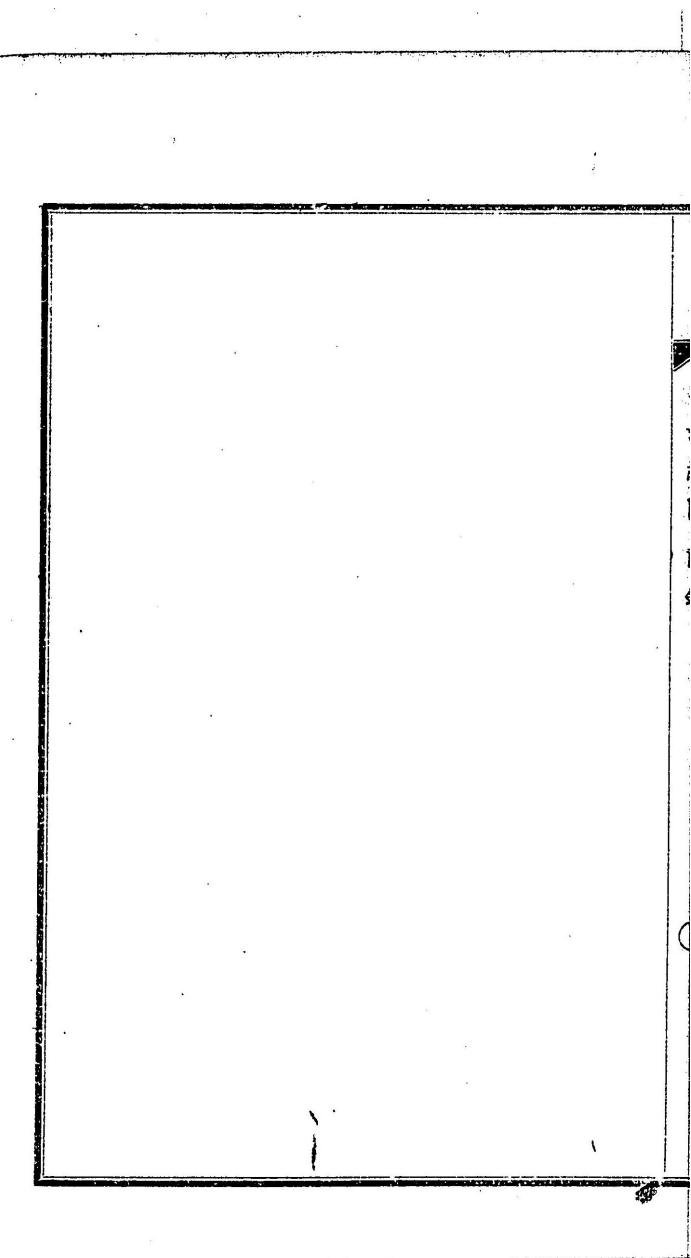
ひやくだんねり鯉口小尻赤銅にて張

下緒 もめん平紐の様成物付置候

目釘 やき付之金めつき

右之品ニ銘ニ相改阿蘭陀人に致通達異國人に相尋候處右之通ニ御  
座候以上

子十  
一月



以別紙申入之候

一先達て申入之候當八月廿九日松平薩摩守方領分大隅國屋久島ふて  
異國人見出候百姓藤兵衛并其節出合候安兵衛五次右衛門喜右衛  
門五右衛門去十一日薩摩守方家來共ノ警固相添送越候に付室人宛  
召出遂吟味候處藤兵衛八月廿九日懲治村松下と申所に炭焼に參木  
と伐申候處不見馴人刀と指手まねきいさし何や覽申候得共言葉通  
不申怪數牘に候故例に難寄見合候得者水望申度致仕形見せ申候故  
藤兵衛持合候器水を入與へ申後に退ひなづき申候得へ又々招候得共刀  
と指罷在候故氣達に存候間寄付不申候處右之人刀と鞠共よ差出候  
に付近寄刀を請取申候其節外に人壹人も無御座候故右之刀をハ脇  
之木之根に差置磯邊に參見廻一候得共人無御座候故村に參安兵衛  
と申者と以怪數もの見出候間何も參候様に申達候平内村之百姓五

次右衛門喜右衛門と申者折節衛を持使に通候とて參掛り候異國人  
村の方に手を指草卧候聲に相見へ候間喜右衛門へ大威と持五次右  
衛門刀と持藤兵衛ハ異國人に手を添藤兵衛家迄召連置五次右衛門  
喜右衛門へ最前之荷物と持先に使に參候其節近村之五右衛門と申  
者藤兵衛方に參候藤兵衛ハ食と持異國人に給させ可申と致支度食  
事も出来給させ申候得ハ少給申其節黃色之四角成金を差出くを候  
得共怪數様子に御座候得ハ則返一申候何角と異國人申候得共一圓  
言葉通不申候其内役人番人共大勢參候由藤兵衛申候事

一安兵衛召出承候處右藤兵衛申口之通相違無御座候右近郷に異國人  
之儀申に參直にああこなさ役人共にも申廻り其跡之儀ハ不存候  
方ニ備廻又藤兵衛方に參候得ハ最早役人番人等大勢參居申候由申  
候事

一喜右衛門五次右衛門壹人宛召出承候處最前藤兵衛申口之通少も相

違無御座候右兩人共衛物持先に參候故跡之儀不存候由申候事

一五右衛門呼出一承候處是又藤兵衛申口之通相違無御座候怪數人見  
出候由承候に付藤兵衛方に參異國人に食なと給させ候手傳などい  
た一申候其内異國人何や覽申候得共一圓言葉通不申候尤何にても  
貰申儀ハ曾て無御座候由申候事

一當八月廿八日大隅國屋久島之内湯泊村之沖にて異國船見當り候節  
阿波國之漁人船頭市兵衛水主賣兵衛喜兵衛清左衛門市十郎休助右  
六人薩摩守方家采共々警固相添送遂候處去廿一日壹人宛召出承候  
處船頭市兵衛申候は八月廿八日爲漁帆湯泊村之沖に罷出候處陸々  
三里程も可有之歟沖の方に唐船之様に帆數多き船壹艘間切居候に  
付唐船之儀者近寄不申答に常ニ御法度御座候間村の方に乘辰候處

跡ノ橋船に乗異國人追うけ申躰に相見へ候に付早ニ乘退候得者急  
ニ漕來間拾間許も乗うけ右橋船ノ脣ニ立水を呑度仕形ニ致地方之  
方にゆびさ一候に付水ハ法度と申手をふり見せ申候て船ニ押切乗  
生村之方に罷歸申候右橋船ハ本船之方に乘戾其以後之儀者不存候  
由申之候事

一右沖ニテ追うけ候節異國人何そ申うけ物貰候哉と相尋候得者何モ  
覧聲を立候得共言葉通不申其内ニ間遠く罷成候故何事も不承候右  
之首尾ニ御座候故物くれ候儀も無御座候由市兵衛申候事

一其外寶兵衛清左衛門喜兵衛休助市十郎壹人宛召出承候處市兵衛申  
口之通少も相違無御座候事

右之通異國人に構候藤兵衛安兵衛五次右衛門喜右衛門五右衛門  
弁ニ湯泊沖ニテ異國船見當り申候漁人船頭市兵衛永主寶兵衛喜

兵衛清左衛門市十郎休助都合拾壹人之者共召出遂吟味候處異國  
人申口之通少も相違無之候尤踏繪も申付候處疑數儀毛頭無御座  
候依之右之者共縣手次第在所に差返一候様可申付と存候右之趣  
御序之刻御老中に可被申上之候以上

十一月廿六日

駒木根肥後守印判  
別所播磨守印判

永井讚岐守殿

佐久間安藝守殿

卷二十一

○

以別紙申入之候

一先達て申入候從薩州送越之候異國人度ニ召出遂吟味候處先書にも如申入候口通無申候依之阿蘭陀人ニ以爲致通達度存候得共先頃も申入候通異國人殊之外阿蘭陀人を嫌候躊躇に相見ヘ候ニ付不斗阿蘭陀人に出合候て相さうらひ申口も滯可申と存候に付かびたん阿蘭陀人と物陰に差置爲承候得共異國人日本口ともまじへ申候に付彌致混雜難聞届由申候に付異國人に爲申聞候ハ其方口通不申候故申候儀共日本人聞請かさく候間阿蘭陀人を召寄可致通達旨申合候得ハ異國人得と致納得候に付去十九日南鑿口覺申候阿蘭陀人壹人かびたん召連罷出るびさんは物陰に指置爲承申候

一阿蘭陀人を以異國人に相尋候者其方事異國之内いづき之國之者にて如何謀之心指にて日本に致渡海候哉と問懸候處異國人答申候ハ

某へいさりや國之内ろうまと申所之切支丹宗門之出家よてよせん  
ばつていすと志ろうてと申ものよて御座候ろうま宗門之總司不ん  
せへきを、まきすも近と申師よ致隨身數年宗門之學文仕三老程之出  
家にて宗門之師とも致候ものよて御座候右師近る六年以前相弟子  
とうます、てとるのんと申者と某に申付候ハ堂人は日本に相越宗門  
を弘め候様にと申舍堂人ハ唐國北京に參是又宗門勸候様に申付候  
間三年已前七月上旬兩人共に同日ろうまと罷出かれいと申小船貳  
艘ふ乗連れモ旅わと申島よ寄せ夫々かありモと申所に參其所ふふ  
らんを國之本船貳艘よ藝人宛乗組水主四十人程宛乗呂宋に參此所  
合壹艘ハ北京に乘別れ某へ日本ニ心指方ミと乗廻り漸當八月廿八  
日大隅國屋久島之内湯泊村之沖迄致着船候處船中水拂底に候に付  
橋船に乘移り其邊と乗廻り候處折節楓船堂艘日本人六七人乗組陸

手様  
招され  
ます

代  
或ひ前  
とす  
手様  
招され  
ます

之方に乗行候間彼艦船を追うけ拾間許に乘寄候節某之船も齊ヒ立  
水を乞候手様を致候得共日本人曾て不致同心躰ヒテ手振其上お  
それ候哉急に漕退申候故又ニ本船に乗り戻リ翌廿九日之朝右之船  
各某室人を橋船に乘せ屋久島に御置其外之者共ハ直ヨ本船に乘移  
リ即刻致出船本国に罷歸候某室人屋久島ヨあなたがなたとあるき  
見申候處ヨ日本人室人木ヒ伐罷在候に付近寄物申かけ候得共言葉  
曾て通不申候故水望候手様いた一見せ候得者水を呑せ申候其後日  
本人三人參候て某ヒ人家に召連食事等あヒヘ申候其節食事爲代金  
子ヒ達候得共即座指戻候由異國人申之候事

一又相尋候ハ其方日本人之ごとくにさうやれヒソリ日本様之着し物  
いヒシ日本持之刀抜指罷在候ハ如何様之心指にて右之躰をいヒシ  
候哉於屋久島に日本人を頼着一物刀等ヒモ調申候哉異國人答申候

ハ異國の姿風俗にて罷越候へ、日本人可申と存呂宋國にお  
て日本人着一物日本柄之刀調申候さるやきハ船中にてそひ申候  
日本人に曾て頗不申候尤其所之風俗とまなび不申候得ハ其所之  
者笑ひ申候に付北京に參候同門の者は唐之風俗とまあび候て罷越  
候由異國人答申候事

一又尋申候ハ右乘來候船日本之内外之所ニにも乗行其方躰之もの御  
置候筈に候哉此以後跡より同門の者參候様お申合候哉日本お止り  
罷在本國に密ニに可致通路申合仕候哉と相尋候へハ異國人答候ハ  
屋久島小其堂人御置其外何を之所ふも御候筈之者堂人も無御座候  
船ハ直に本國お罷歸り候尤此以後跡お參候との申合不仕候日本に  
止り罷在候ても本國に通路之儀曾て申合不仕候由答申候事  
一又尋申候ハ其方乘來候船へろうま之總司合仕立達候哉又便船と頼

參候哉異國人答候ハ右乘來候船并に北京に參候船共に泊らんを國之船にて御座候ゆらんす國之儀宗門一派之國にて御座候ふ付詔うま之總司ヲ申付にて日本北京に宗門勸之ため參候由申候故同宗之者之儀に候間船頭水主共に貨銀等申儀も無之送越申候由答申候事一又相尋候へ其方々以前にも日本に宗門勸之ためよ差越候者も有之候哉左様之手筋と以此度其方臺人指遣候哉と相尋候得也異國人答申候ハ某々以前に日本に致渡海候者臺人も無御座候何之手筋も無之日本之内いづれ之所に成とも揚り宗門と弘め候様と總司申付候由答申候事

一又相尋申候ハ其方江戸に參度由長崎に參候儀ハ據申段如何様之已けに候哉異國人答申候ハ本國總司申付候節も江戸に罷越候様にとも不申す夷是奇之歲等可簡也ノ豈至夷更支不美不圓レニ、文四〇

て御座候江戸之儀者呂宋國に日本人も罷在日本之様子書記候書物  
も御座候に付及承江戸と申儀も存候由答申候事

一又尋候ハ其方日本言葉を間々に申候何方より日本言葉相習候哉異

國人答申候ハ六年以前總司より日本渡海之儀就申付候本國之言葉にて通用難成候故日本言葉と書記候書物より申習候由答申候事

一又尋申候ハ其方屋久島に揚り候刻より以来日本人に宗門之咄をいふ

一勧候哉日本人より何にてもどらせ候哉異國人答候ハ屋久島より元

ニ答候迄之内日本人に宗門之儀も申懸候得共言語曾て通不申候故  
一言も聞入不申候屋久島にて水と云せ人家に召連食事給させ申候  
は付右之爲償金子日本人に達候得共取不申其儘返し申候右之外者

何にてもどらせ申事無御座候由答申候事  
一又尋申候ハ切支丹宗門之儀ハ日本國中堅御制禁に候其段存知あり

ら總司申付爲致渡海候哉又ハ右之ヨケ不存候て參候哉異國人答申候ハ於日本に切支丹宗門御制禁之段は總司ハ不及申に人ニ不存者ハ無御座候勿論其も存罷在候得共總司ノ就申付候罷渡候然る上ハ日本に御留被成候とも又ハ御返一被成候とも如何様の控フ被仰付候共御下知次第少モ違背不仕所存之由答申候事

一異國人致所持候大儀之内に有之候品ニ邪宗門之本尊并に書物其外小道具等も有之候に付一々名ニ爲承申候尤其身も宗門之本尊珠數ニ首にうけ宗門之書物不手離持罷在候右之品ニ委細繪圖に記此度令進達之候事

一右道具之内に異國之金子并に日本小粒日本錢有之候に付何方ふて相求候哉と相尋候得ハ異國人答候ハ本國ふてハ銀子之外通用不仕候今度日本に參候に付呂宋國ふるて銀子と達金子と取替其節日

本金并に錢も彼所にて致用意持來候由答申候事

一右異國人に致通達候趣阿蘭陀人書付指出候間和らげ壹通此度差越之候事

右之趣御老中に委細不申上各々可被申上旨申上候間被得其意御序之刻可被申上之候以上

十一月廿六日

駒木根肥後守印判  
別所播磨守印判

永井 譲岐守殿

佐久間 安藝守殿

一本跋

戊戌夏。佐久間維章。從肥之勘原。寫來其藩寫長崎鎮臺所藏海舶之諸疏。府正之命諭三十卷。稱曰華夷變態。維章就其中謄此事。事在寶永戊子八月。其時長崎町奉行四員。永井讚岐守。別所播磨守。駒木根肥後守。佐久間安藝守也。御老中。土屋相模守政直。秋元但馬守喬朝。大久保加賀守忠增。井上河内守正峯也。

一本與書

右邏屬人款狀一冊。借鈔于大石君節家。寛政七年乙卯孟春念六

杏花園

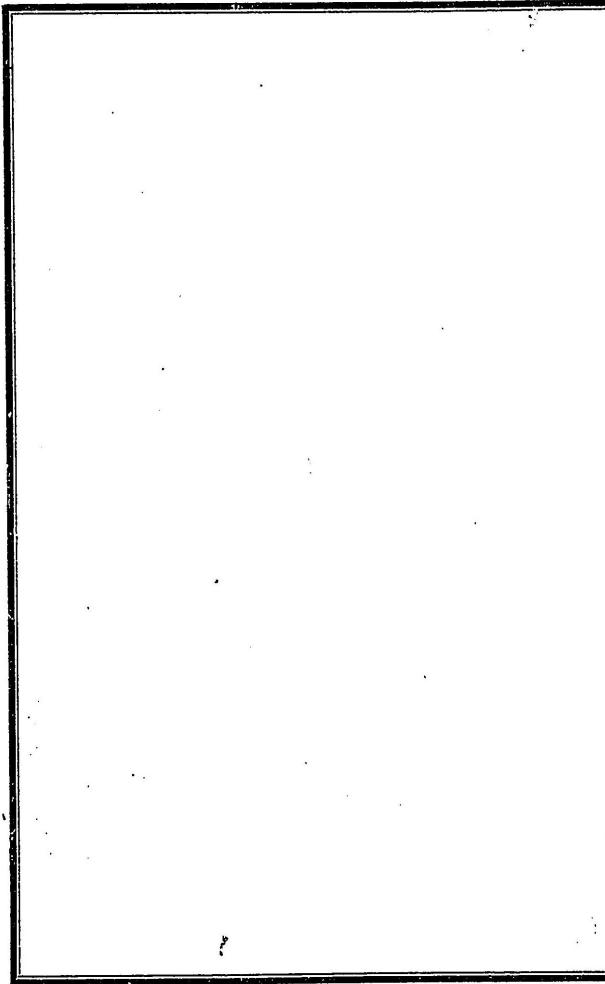
大久保酉山翁考云。此四人長崎奉行也。前乙卯十一月。有寶永五年戊子十一月廿六日。

○右羅馬人款状は佐久間維章の輯錄せるものと見ゆ即本書に記せる  
羅馬人の申口と最初小長崎奉行より江戸へ届出でたる書類あり其  
内より本人携へ持ち一品物等の事ハ本書上巻の末よりかゝげてあれ  
らの物の形製等つまびらかに記さむ事無用也故にあゝよ略をと記  
されたれど今此款状中よりその圖も添ひたれば款状と圖と併せて本  
書の事をべて具備するなるべーと此より附錄とへせりなり款状とへ  
條款即箇條がきより記したる状の意にて口書の事あり

前に掲げるる戊戌夏佐久間維章云々の跋ある本は家藏の一本にて  
此款状のみ單行せるものあり儒士佐久間維章ハ文爾と稱し夜雨亭  
と號し寛政十一年己未六月歿せりといへばこゝよいふ戊戌ハそ北  
二十二年前ある安永七年戊戌あるべ一華夷變態といへる書も世に  
傳寫してあり

杏花園の奥書ある本は是亦家藏の一  
本西洋紀聞北末より附録してあ  
り一を此なりそれ書はさきに東京大學へ獻納たりき蜀山人の別號と杏花園といひきか  
る珍書あれは必ず山人の鈔ふ出で一を此あるべし大石君節大久保  
酉山は誰人ありや寡聞なれば知らず

前の二本を對照校訂して印刷に付一たり地名人名等の假名或杏  
花園本には片假名よしそれど單行本の平假名と志たる所此頃の  
届書比真面目あるべーと思ひたればそをに従ふ但し傍ふ單線と加  
へて識別に便あらむ壬午四月平文彦記す



明治十五年五月四日板權免許

定價金壹圓

同 年同月十七日出板

東京府士族

竹中邦香

東京日本橋區  
究町四番地

著者故人新井筑後守相續人  
新井琴代理無出版人



